

花巻市

要望 月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
7月17日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(1) 国家間の経済連携等への対応について 農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(1) 国家間の経済連携等への対応について 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）において、アメリカ合衆国を除いた11か国でTPP11や欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）、さらに日米貿易協定が発効され、発効後は畜産物の輸入量が急増するなど国内の農家に先行きへの警戒感が広がっています。また、日本を含む16か国による東アジア地域包括的経済連携（RCEP）や自由貿易協定（FTA）交渉の取組なども農業に影響を与えることが懸念されます。</p> <p>つきましては、輸入農畜産物の動向を注視し、これらの新たな交渉において、日本の農業に悪影響を及ぼさないよう対応いただくとともに、交渉内容について適時情報開示するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、国に対し、TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定への対応として、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、農林水産業への影響等について十分な情報提供を行うとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。（A）</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>A：1</p>

7月17日	<p>1 農林業・農村政策の対応について (2) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について 農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(2) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について 農地中間管理機構が借り受け、受け手(借受者)が見つからない農地については、契約を解除することとなっていますが、中山間地域等の条件不利地や畑、特に樹園地については受け手(借受者)の確保が難しく流動化が進んでいない状況にあることから、借受希望者を確保するための支援措置を創設するよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策を創設していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、農地の借受希望者を確保し農地の集積・集約化を進めるため、国の「農地中間管理機構関連農地整備事業」や「農地耕作条件改善事業」を活用して、基盤整備が十分に行われていない農地の区画拡大や暗渠排水などの整備を支援しています。</p> <p>樹園地につきましては、借受者の確保に向け、農地中間管理機構がいわて花巻果樹産地協議会と連携し、地域の話合いに積極的に参加して農地のマッチングに取り組むなど、今後も、地域農業マスタープランの実質化に向けた地域の話合いを進めながら支援していきます。</p> <p>また、樹園地の借受者に対する支援策として、国の「果樹農業生産力増強総合対策事業」や、借受者が新規就農者である場合には「農業次世代人材投資事業」など、事業の活用に向けて、県としても引き続き、事業計画の作成や実践等の支援をしていきます。</p> <p>なお、県では、醸造用ぶどうの栽培を志す方を対象に、「いわてワイン生産アカデミー」、「醸造用ぶどう栽培技術フォローアップ講座」を開講し、新規栽培者の確保を図っています。(B)</p>	県南広域 振興局	農政部	B : 1
-------	---	---	-------------	-----	-------

7月17日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(3) 農業後継者不足について</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(3) 農業後継者不足について</p> <p>農業従事者の高齢化や後継者不足が続く中で、新規就農者の確保は重要な課題となっています。しかし、非農家出身者が就農するまでに農地や住宅の確保が難しいこと、また、農業機械等の購入資金の調達も支障となっていることから、非農家出身者が就農しやすい施策の充実を図るよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策の更なる充実を図ることについて要望いたします。</p>	<p>県では、農業・農村の持続的な発展には、地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が極めて重要であることから、県内外で就農相談会を開催しながら、農家・非農家を問わず、希望者に対し経営の開始から定着に至るまで、発展段階に応じて支援しています。</p> <p>新規就農者の確保については、市や花巻農業協同組合と連携したワンストップ就農相談窓口を設置し、就農希望者の住宅の確保などの様々な相談に対応しています。</p> <p>また、就農志向者に対しては、農業大学校における作物栽培技術等の技術習得や経営確立のための研修カリキュラムを開講する等、就農前の技術習得等の支援をしています。</p> <p>さらに、就農後には初期投資を軽減するため「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」や国の事業を活用し、農地の確保や機械導入等を支援し、新規就農者の定着を図っています。</p> <p>今後も、地域と連携しながら新規就農者の確保から育成まで継続して支援していくとともに、国に対する事業継続と予算の十分な措置等の要請や、県の支援策の検討を行っていきます。(A)</p>	県南広域振興局	農政部	A : 1
-------	---	---	---------	-----	-------

7月17日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(4) スマート農業推進のための支援策の充実について</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(4) スマート農業推進のための支援策の充実について</p> <p>ロボットトラクターや農業用ドローンについては、減少する担い手不足の解消、作業の省力化対策として今後さらなる利用拡大が期待されているところであり、より使いやすい環境の整備が求められています。</p> <p>しかしながら、農業用ドローンによる農薬散布を行う場合、地上散布用の登録農薬に比べて、ドローン散布に適した高濃度の登録農薬が地上散布用の約16%程度しか登録されていないことから、ドローン</p>	<p>①農業用ドローン散布に適した農薬の登録について、国では、農薬の希釈倍率の変更登録申請する際、作物残留農薬試験を不要とする事務手続きの簡略化をすることとし、メーカーに対して登録拡大を働きかけています。(B)</p> <p>②ロボットトラクターの無人走行による圃場間移動について、国では、新たなロボット農機の開発状況等を踏まえて、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を順次改訂しており、現時点では、ロボット農機は圃場内の作業のみに使用することとされています。</p> <p>県では、今後とも国の動向を注視し、順次改訂されるガイドラインの情報を提供していきます。(B)</p>	県南広域 振興局	農政部	B : 2
-------	---	--	-------------	-----	-------

による農薬散布がなかなか普及しない現状となっております。

さらに、ロボットトラクターに関しましては、無人走行区域が圃場内にのみ限定されており、隣接する圃場間の移動については有人で行わなければならないため、ロボットトラクターを導入しても、無人作業による労力軽減や省力化といったメリットを十分に享受できない状況にあります。

このことから、スマート農業機器の導入を推進するため、国に対し、次の項目について規制緩和を要請していただきますようお願いいたします。

- ①農業用ドローン散布に適した高濃度登録農薬の登録拡大を推進すること。
- ②ロボットトラクターの無人走行による圃場間移動が可能となるよう基準緩和すること。

7月17日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(5) 岩手県における森林資源の把握・解析の推進について</p> <p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(5) 岩手県における森林資源の把握・解析の推進について</p> <p>花巻市では、森林の適切な管理を図っていくため、四本柱としてスマート林業の構築(森林資源の把握・解析によるデータと林地台帳を併せた森林情報の一元管理)、森林経営の集約化の推進(意欲ある事業者等への経営誘導)、人材の確保育成、里山整備を推進することとしており、さらに令和2年度から森林の保全、木材活用の推進に取り組んでおります。</p> <p>その中で、森林資源の把握・解析につきましては、航空レーザ測量技術により、現地でのサンプル調査に比べ、精度の向上や省力化が可能となります。また、航空レーザ測量技術により解析されたデータから治山施設の状況、地滑りや崩壊地の情報を把握することが可能となり防災上の活用も期待されます。こうした効果については、市単独ではなく、広域での取組によりさらに高まることから、岩手県として計画的に航空レーザ測量による森林資源の解析に取り組むよう要望いたします。</p>	<p>森林資源を詳細に調査・解析する技術は、航空機やドローンを用いたレーザ計測など様々な技術が開発されておりますが、計測データの精度や費用対効果等について、調査・検討する必要があると考えています。</p> <p>県では、令和元年度から、航空レーザ計測等の森林資源解析精度の調査を実施しており、この調査結果を踏まえ、市町村との連携も含めて航空レーザ計測による森林資源の調査・解析のあり方について検討していきます。(B)</p>	県南広域 振興局	林務部	B : 1
-------	---	--	-------------	-----	-------

7月17日	<p>1 農林業・農村政策の対応について (6) 日本型直接支払制度の予算確保について 農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(6) 日本型直接支払制度の予算確保について 農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適切な保全活動を通じて発揮されるものであります。</p> <p>多面的機能支払制度においては、令和元年度も、平成27年度から平成30年度に引き続き活動組織が5年間の活動計画により計画している交付金が満額交付されず、活動組織の計画的な活動（水路整備等）に支障をきたしていることから、第2期目の日本型直接支払制度の事業費を満額確保するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>本県では、農業農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに担い手への農地集積等の構造改革を後押しするため、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところですが、令和2年度交付金の国の配分は、多面的機能支払においては要望額の87%という状況でした。</p> <p>県では、国に対して、必要な予算の確実な措置について要請しており、今後も満額確保に向け、様々な機会をとらえて国に働きかけていきます。</p>	県南広域 振興局	農政部	B : 1
-------	---	--	-------------	-----	-------

7月17日	<p>1 農林業・農村政策の対応について (7) 農業農村整備事業予算の確保を求めることについて 農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(7) 農業農村整備事業予算の確保を求めることについて 農業農村整備事業の国の予算は、令和元年度補正予算繰越分と令和2年度当初予算を合わせると、毎年前年度を超える予算を確保されております。</p> <p>花巻市においては、令和2年度時点で圃場整備実施地区が新規1地区を含む5地区、計画調査地区は新規1地区を含む8地区で実施しており、集落内での合意形成を進めている申請準備地区も数多く控えている状況で、更なる基盤整備の要望があり、農村の高齢化が進む中であって、農地の区画拡大による農作業効率の向上や農地の担い手へのさらなる集</p>	<p>国の農業農村整備事業関係予算については、地域からの整備要望が多く出されている状況を踏まえ、令和3年度の農業農村整備事業関係予算の確保について繰り返し国に要望してきたところです。</p> <p>この結果、令和3年度当初予算と令和2年度補正予算を合わせると、前年度と同程度が確保されたところであり、引き続き予算確保について国に強く働きかけていきます。</p>	県南広域 振興局	農政部	B : 1
-------	--	--	-------------	-----	-------

積・集約化を進める必要があります。しかし、補正予算による予算措置では、年度当初から計画的に事業を実施することができず、事業進捗に支障をきたし、結果的に事業完了が遅れる可能性があります。

つきましては、農業農村整備事業の令和3年度当初予算において、今年度予算額（令和2年度当初予算と令和元年度補正予算）と同額程度確保するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。

--	--	--	--

7月17日	<p>1 農林業・農村政策の対応について (8) 防災重点ため池のハザードマップ作成への支援について 農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(8) 防災重点ため池のハザードマップ作成への支援について 農業用ため池の管理及び保全に関する法律により、市町村は対象ため池についてハザードマップを作成して住民に周知することが求められており、令和元年度から国の農業水路等長寿命化・防災減災事業が拡充され、令和2年度までの緊急対策として、「防災重点ため池」に指定されたため池は、全額国費によるハザードマップの作成が行われることとなっておりますが、花巻市で作成が必要なハザードマップは40個であるのに対し、作成が完了しているのは6個、岩手県全体で見ても、必要作成数の12%しか作成が完了していない現状にありますことから、令和3年度以降についても全額国費による支援の継続を国に要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>現在、県では、ため池が決壊した場合の迅速な避難行動につなげるため、決壊時の影響度などを勘案しながらハザードマップ作成等のソフト対策を優先に進めています。</p> <p>ハザードマップ作成に係る農業水路等長寿命化・防災減災事業では、国費の定額助成が令和2年度までとなっておりますが、作成主体である市町村の体制確立及び地域住民との意見交換などの調整に時間を要することから、令和3年度以降もハザードマップ作成を着実に推進するため、現行の定額助成の継続が必要です。</p> <p>県では、繰り返し国に対して、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の終了後における現行の定額助成の継続を要望してきたところであり、国では、令和3年度予算の概算決定において、令和12年度までの定額助成の継続を盛り込みました。(A)</p>	県南広域 振興局	農政部	A : 1
-------	---	--	-------------	-----	-------

7月17日	<p>1 農林業・農村政策の対応について (9) 有害鳥獣被害対策について 農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(9) 有害鳥獣被害対策について 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、被害の防止に係る抜本的な取組の強化について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>特にニホンジカについては、市内農作物への被害が増加傾向にあり、市の鳥獣被害防止計画に基づき捕獲目標数を達成するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲活動を行っております。しかし、当該交付金予算が要望額に満たないため、市単独により予算措置している状況であることから、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算を確保するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>本県では、野生鳥獣の個体数管理や被害防止のため、狩猟期間の延長や新規狩猟者の確保などに取り組んでいるところです。</p> <p>令和2年6月に国に対し個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標の達成に向けて、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図ること、及び「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、有害捕獲活動の上限単価引き上げや必要な予算措置することについて要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。(B)</p>	県南広域 振興局	保健福祉 環境部、 農政部	B : 1
-------	--	---	-------------	---------------------	-------

7月17日	<p>2 産業団地整備に係る農業振興地域除外及び農地転用手続きの要件緩和について</p> <p>県内では、北上川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業などの積極的な設備投資が進んでおり、こうした投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくためには、産業団地の拡張・造成が必要となります。</p> <p>造成事業の推進にあたり、候補地に「農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）」に基づく農業振興地域内農用地区域が含まれていた場合、当該地を農業振興地域内農用地区域から除外する必要がありますが、その際、農振法の規定に基づき、以下の2点いずれかを満たしていることが必要とされていると認識しております。</p> <p>(1) いわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地等とすること</p> <p>(2) (1) 以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすこと</p> <p>ア 事業計画の必要性、規模の妥当性、緊急性があり、かつ農用地区域以外に代替すべき土地がないこと</p> <p>イ 除外により、農用地の集団化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>エ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと</p>	<p>県南部においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進んでおり、産業団地が不足している状況についても、県として認識しているところである。</p> <p>企業の立地ニーズに迅速に対応し、さらなる産業集積の促進を図るためには、あらかじめ一定の面積の産業団地を可能な限り条件の良い地域に確保することが重要であり、農業上の土地利用の調整が計画し整った農地についても、新産業団地の候補の一つとなり得るものと考えられます。</p> <p>県として、こうした実情について、機会を捉えて国に対して説明していきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1
-------	--	--	---------	-------	-------

オ 土地改良事業完了の翌年度から8年を経過しているものであること

(1) 及び (2) いずれの場合においても、個別具体的に立地企業の規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等について決定している必要があると認識しておりますが、事業者にとっては産業団地造成前にこれら要件を決定することはハードルが高く、結果的に農業振興地域からの除外が困難な状況です。

つきましては、新たな産業団地の整備に際し、国に対し農業振興地域内農用地区域からの除外及び農地転用手続きにかかるこれら基準の緩和を要請していただきますよう要望いたします。

7月17日	<p>3 いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について</p> <p>訪日外国人観光客数を2030年までに6千万人に増加させるという国が掲げる目標を達成するためには、いわて花巻空港をはじめとした地方空港のさらなる利用促進が重要でありますことから、以下のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 台北及び上海に加えて他のアジア諸国との定期便就航に向け、県が積極的に取り組まれおられることを感謝するとともに、今後もそのような取り組みを要望いたします。</p> <p>(2) ゲートウェイ空港となる、新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等への国際便のさらなる拡充と地方空港へスムーズに移動できるよう、国内線乗り継ぎを促進させるための施策を講じるよう国に要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(3) 過去に就航実績のある中部国際空港、関西国際空港、那覇空港といわて花巻空港との直通便の復活について取り組むよう要望いたします。</p> <p>(4) いわて花巻空港をはじめとした地方空港への国際定期便や国際チャーター便の更なる誘致促進について国に働きかけていただくよう要望いたします。</p>	<p>(1) 台北定期便及び上海定期便の就航により、本県の外国人観光客は台湾及び中国を中心に増加傾向ではありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、両定期便が運休していることから、今年度は早期の運航再開を航空会社等へ働きかけているところです。また、状況等を見極めながら、国際線の更なる運航拡大を図るため、チャーター便の実績がある香港等に対して誘致活動を展開してまいります。(A)</p> <p>(2) 県では、花巻空港への更なる国際線の運航拡大を図ることを優先に、航空会社への誘致活動に取り組んでいることから、ゲートウェイ空港への国際便の拡充を要望することについては、台北、上海以外の国際便の花巻空港への就航可能性を見極めながら判断してまいります。(C)</p> <p>ゲートウェイ空港との乗り継ぎについては、航空乗継利用促進協議会を通じて、乗継空港における利便性向上等を国に要望しており、今後も継続して取り組んでいきます。(B)</p> <p>なお、過去の実績はないものの、花巻と関西を結ぶ神戸線(令和3年3月28日就航予定)を誘致しました。(A)</p> <p>(3) 過去に就航実績のある空港との直通便の再開については、就航中の大阪線(伊丹)など既存路線との競合性や観光需要の見通しなどを踏まえながら、必要に応じて航空会社への働きかけを検討してまいります。(B)</p> <p>(4) 地方空港への国際便の拡充については、北海道東北地方知事会を通じて、地方航空路線の維持・拡充を図るために必要な対策を講じるよう提言するなどの働きかけを行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。(A)</p>	県南広域振興局	経営企画部	A : 3 B : 2 C : 1
-------	---	---	---------	-------	-------------------------

7月17日	<p>4 ホットタウン湯口の利活用について 当市の西部に位置するホットタウン湯口の県有未造成地（7.9ha）につきましては、草刈り等の維持管理に努めていると伺っているところでありますが、雑草が繁茂しやすく、山火事の発生、病害虫の発生源、クマ、キツネなどの有害鳥獣の出没が増加するなど、日常生活の安全面に重大な影響を及ぼすおそれがあり、地元からも維持管理の充実や具体的な利活用を前提とした対応を求められているところであります。</p> <p>これらのことから、引き続き日常管理のご配慮とともに、積極的な利活用等を促進していただくとともに、岩手県土地開発公社に対し、分譲中の土地について、引き続き早期分譲に向けた販売促進を要請していただきますようお願いいたします。</p>	<p>旧住宅供給公社から岩手県土地開発公社が引き継いだ既造成地内の未分譲地について、岩手県土地開発公社では、キャッシュバック等の分譲キャンペーンを行っており、花巻市定住促進課と連携して、今後も販売促進に努めていくと聞いております。</p> <p>（B）</p> <p>県有未造成地については、令和2年度も地元住民に草刈を委託し、害虫等の被害を防止するとともに、当該敷地の整地等による環境改善を進めることとします。また、現時点においても土地の利活用等が難しい状況から、引き続き、土地の売却処分に取り組むこととします。（B）</p>	県南広域 振興局	土木部	B：2
-------	---	--	-------------	-----	-----

7月17日	<p>5 広域的な公共交通の維持対策について</p> <p>本市では、平成29年6月に策定した花巻市地域公共交通網形成計画に基づき、まちづくりと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を進めており、その中において、花巻市立地適正化計画に位置付けられる拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線路線バスについては、市民の日常生活に必要な不可欠な広域生活路線として位置付け、行政と事業者が連携して、路線維持と利用促進に取り組んでいるところであります。</p> <p>一方で、モータリゼーション、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、路線維持には財政的援助が不可欠な状況となっています。</p> <p>そのような中、県単補助事業であります「地域バス交通支援事業費補助金」については、平成23年度から指定被災市町村への特例として、補助要件の一つである「平均乗車密度が4人以上」を適用外にするなど、国庫補助事業に準じる形で特段のご配慮をいただいていたところであります。しかし、平成28年度に国の要綱が改正され、沿岸地区の一定の要件を満たす路線以外の路線については、特例期間が「当分の間」となり、また、国は令和2年9月末で特例を廃止する方針としています。県においてもこれに準じて特例を廃止する方針としており、特例が廃止された場合、当市の補助対象路線である大迫石鳥谷線及び成田線が平均乗車密度の要件を満たしておらず、補助対象から外れることが懸念されます。大迫石鳥谷線は、大迫地域からJR東北本線の石鳥谷駅に接続する重要な路線であり、また、成田線</p>	<p>国に対して国庫補助における被災地特例や激変緩和措置の延長等を要望した結果、令和3年度まで期間が延長される見通しが示されたことから、県単補助においても、「平均乗車密度4人以上」の補助要件を適用しない特例措置を令和3年度まで延長することとしています。</p> <p>併せて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既存補助路線の維持を図るため、被災地特例等の対象路線以外の路線についても、「平均乗車密度4人以上」の補助要件を適用しない特例措置を講ずることとしています。(A)</p> <p>また、県においては、令和2年度から新たに「補助路線代替交通確保維持事業」を創設し、補助路線から転換した代替交通の確保維持のため、市町村が負担する経費に対して支援しています。(A)</p>	県南広域 振興局	経営企画 部	A : 2
-------	--	--	-------------	-----------	-------

は、花巻市内から北上工業団地や県立工業高校に接続する重要な路線であり、両路線とも花巻市民の日常生活に欠くことができない路線となっております。

つきましては、市民の日常生活に必要不可欠な広域生活路線の維持のため、特例期間の継続について国に要請していただくとともに、県におかれましては国庫補助事業に準じる形となっております「地域バス交通支援事業費補助金」の特例期間を恒久的な補助対象期間とするなど、県独自の新たな財政支援策等についても併せてご検討いただくよう要望いたします。

--	--	--	--

7月17日	<p>6 予約応答型乗合交通に係る支援について</p> <p>本市では、支線路線バス等が運行していない地域の生活交通として、利用者の需要に応じて運行する予約応答型乗合交通を導入しており、高齢者や車を持たない住民などの移動手段の確保を図っております。</p> <p>今後、高齢化及び人口減少等の進行に伴う路線バス利用者の減少が見込まれることから、現在、予約応答型乗合交通を導入していない地域についても、民間事業者が運行する支線路線バスの維持が困難になった場合は、順次、予約応答型乗合交通への転換を図っていくこととしております。</p> <p>県においては、地域公共交通の維持確保を図る市町村に対して支援していただいておりますが、地域公共交通活性化推進事業費補助金による予約応答型乗合交通に対する補助については、地域公共交通体系の再編に伴う新たな運行を開始する実証運行に係る車両借り上げ費用や乗合システム等の初期導入費用に対する補助に限定されているため、既に運行を実施している予約応答型乗合交通の運行費用には活用できない制度となっております。また、地域バス交通等支援事業費補助金において新設された補助路線代替交通確保維持事業では、広域バス路線からデマンド交通等に転換せざるを得ない場合の代替交通が補助対象となったものの、支線路線バスの代替交通は補助対象となっていないことから、今後、予約応答型乗合交通への転換を図っていくなかで財政的負担の増加が懸念されます。</p> <p>つきましては、予約応答型乗合交通などにより継続的な地域住民の生活交通の確保を図る市町村が広く活用できる支援制度となるよう、制度の見直しについて検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>県では、国庫補助路線において広域バス路線からデマンド交通などに転換せざるを得ない場合に、補助路線の代替交通を確保するための補助事業を令和2年度から開始しました。</p> <p>なお、支線路線バスの代替交通の確保については、地域公共交通活性化推進事業費補助金により、市町村がバス路線の再編に伴いデマンド交通等の実証運行を行う場合、3年間（本格運行への移行後も含む。）、その運行費用に対する補助を行っているところです。</p> <p>また、地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援する地域内フィーダー系統確保維持費補助について、地域の生活の足を確保するため、新規性を必要とする補助要件の緩和や補助上限額の拡大を行うよう、国に対し要望しているところであり、今後も引き続き、国に働きかけていきます。（B）</p>	県南広域 振興局	経営企画 部	B：1
-------	---	--	-------------	-----------	-----

7月17日	<p>7 (仮称)花巻PAスマートインターチェンジ整備への支援について</p> <p>当市では、東北縦貫自動車道や、東北横断自動車道釜石秋田線などの高速交通網の恩恵を最大限に活かし、地域内外の産業拠点や救急医療施設との高速道路による有機的連携を図るため、東北縦貫自動車道花巻PAへのスマートインターチェンジの整備を進め、昨年9月27日に国土交通省による新規事業化の決定を受け、関係機関と基本協定等の締結を行ってきたところであります。</p> <p>花巻PAに近接する北上工業団地では、「キオクシア(旧東芝メモリ)」が昨年10月に新工場を完成させ、量産開始を見込むほか、同団地の拡張が予定されるなど、将来的にも当該地域周辺からの製造品搬送のための高速道路の利用増加が見込まれます。</p> <p>こうした物流の急激な増加に対応するため、早急に北上工業団地立地企業などの高速道路へのアクセス向上による利便性を高めることが非常に重要であります。</p> <p>また、市では、この(仮称)花巻PAスマートインターチェンジと国道4号花巻東バイパス南口を結ぶための市道「山の神諏訪線」を整備中であり、あわせて周辺を企業立地の候補地として活用を検討しているところです。</p> <p>つきましては、このスマートインターチェンジについて、早期の完成に向けた確実な予算確保を国へ要請していただきますとともに、県道花巻和賀線と連結するためのアクセス道路の整備に向けて特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。</p>	<p>スマートインターチェンジは、高速道路の利便性が向上することに加え、物流の効率化、医療機関へのアクセス向上、観光振興などの面で地域に多様な効果をもたらす事業であるとともに、既存の道路ストックを「賢く使う」という点においても、有効な施策であると認識しており、6月10日に行った令和3年度政府予算提言・要望等において、整備を推進するための必要な予算を確保するよう国に要望しています。(B)</p> <p>また、(仮称)花巻PAスマートICは令和元年9月20日に連結が許可され、令和2年3月31日には事業の実施に関する基本協定及び工事細目協定を締結したところであり、県道花巻和賀線へのアクセス道路については、令和2年度は現地測量を実施しました。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1 B : 1
-------	--	--	---------	-----	----------------

7月17日	<p>8 山の神地区交差点改良及び「国道4号北上花巻道路」の早期完成について</p> <p>国道4号山の神地内の花巻東バイパス南口から北上市村崎野地内までの約3km区間については、2車線であるためボトルネックとなっており、慢性的渋滞や交通事故も多い状況にあります。</p> <p>また、周辺にある北上市の工業団地では「キオクシア（旧東芝メモリ）」が昨年10月に新工場を完成させ、今後、量産開始や関連企業の進出が見込まれております。</p> <p>このため、国道4号の渋滞は、ここ数年の間にも、更に深刻化することが予想されているところであります。</p> <p>こうした中、昨年度に「山の神地区交差点改良」が、本年度に「国道4号北上花巻道路」が新規事業化され、今後、県南地域の産業振興や物流の効率化に大きく寄与することが期待されるところであります。</p> <p>つきましては、山の神地区交差点改良及び「国道4号北上花巻道路」の早期完成について、国に要請していただきますよう強く要望いたします。</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、6月10日に行った令和3年度政府予算提言・要望等において、一般国道4号の整備促進について国に要望しています。</p> <p>また、山の神地区交差点については、国道、県道及び市道が近接しているため、一体的に改良を実施する必要があることから、県管理区域の工事を国に委託しました。引き続き、山の神地区交差点改良及び一般国道4号北上花巻道路の早期完成について国へ強く働きかけていきます。（A）</p>	県南広域振興局	土木部	A：1
-------	--	--	---------	-----	-----

7月17日	<p>9 主要地方道の整備について</p> <p>(1) 主要地方道花巻大曲線の整備促進について</p> <p>本路線は、岩手県内陸部と秋田県内陸部を接続する広域的な重要路線であり、県内においては、西和賀地域から、いわて花巻空港、東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通施設へのアクセス道路や観光地域へ直結する観光ルートとして、産業・経済の発展や文化の交流促進などの効果が期待されています。また、当市と西和賀町を最短距離で結ぶだけではなく、西和賀町沢内地区内においては、花巻市内の病院への通院路線として利用する重要な道路であります。</p> <p>しかしながら、本路線は、未だ冬期間においては通行止めとなることから、迂回を余儀なくされており、一日も早い通年で通行確保が望まれているところであります。</p> <p>また、平成30年4月に未改良区間の沢内川舟地内において道路わきから土砂崩落が発生し、さらに同年10月には別の個所においても新たな崩落が確認されました。昨年11月に通行止めは解除されたものの、冬期間の通行止めを含めた約2年間、地域住民にとって多様な役割を果たす道路が寸断されたことは、事業が進められている道路改良整備の重要性、緊急性を改めて認識しております。</p> <p>交流・連携及び防災・減災に資する重要な路線としての機能が十分に発揮されるためには、未改良区間の小倉山の2工区4号トンネルの開通が不可欠であることから、早期の着工と完成が強く求められております。こうした中、昨年の岩手県議会9月定例会において、4号トンネルを含む未改良区間の工事について補正予算が可決され、その後、今年の3月議会において令和4年度までの4ヵ年にわたる工事契約の議決がなされ、本契約の締結となりました。今年から工事に着手しているところであり、本路線の全線開通に向け大きく前進している状況にあります。</p> <p>つきましては、未改良区間の早期完成に向けた特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山（おぐらやま）の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。未改良区間の約1.5kmについては、8号橋が令和元年11月に概成し、残る道路改良を含む4号トンネル築造工事については、令和2年3月に工事契約をしたところであり、引き続き整備推進に努めていきます。（A）</p> <p>一方、西鉛地区から旧野外活動センターまでの区間の整備については、地形が厳しく、多額の事業費が見込まれることから、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断してまいります。（C）</p>	県南広域 振興局	土木部	A : 1 C : 1
-------	---	---	-------------	-----	----------------

7月17日	<p>9 主要地方道の整備について (2) 主要地方道盛岡和賀線の歩道整備促進について</p> <p>本路線は、盛岡市と北上市を結ぶ幹線道路であり、また国道4号を補完するルートとして、地域間の交流、連携及び産業経済の活性化を支える重要な役割を担っております。近年、本路線の交通量は大幅に増大し、特に、大型車両の増加が著しく、沿線には人家や振興センターなどの公共施設があり、小中学生の通学路となっております。</p> <p>北湯口地区と大瀬川地区においては歩道が未整備となっており、子供や高齢者の歩行が危険な状況であり、歩行者の安全対策が重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、北湯口地区の約1,600mと大瀬川地区の約500mの歩道整備促進について要望いたします。</p>	<p>御要望の箇所については、令和2年度、北湯口地区で橋梁詳細設計、大瀬川地区で用地取得を実施しており、引き続き整備を推進していきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p>
7月17日	<p>9 主要地方道の整備について (3) 主要地方道北上東和線の整備促進について</p> <p>本路線は、東和地域と北上市更木地区を結ぶ重要な幹線路線であり、また、岩手県立中部病院へのアクセス道路として、救急搬送や通院路線となっていることから、東和地域のみならず大迫地域や遠野市等からの搬送時間の短縮が期待されます。</p> <p>しかしながら、当該路線において、曲折、急勾配、幅員の狭小箇所など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、これら危険箇所の改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>主要地方道北上東和線の更なる改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

7月17日	<p>10 一般県道の整備促進について (1) 一般県道花巻田瀬線の整備促進について 本路線は、東和町田瀬地区と矢沢地区を結ぶ路線で、奥州市や遠野市、一関市東部から花巻・盛岡方面へ向かう利用者も多く、重要な路線となっております。また、周辺にある田瀬ダムでは、毎年各種イベントのほか全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの通行量が増大しております。</p> <p>しかしながら、谷内峠付近は曲折、急勾配など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、これら危険箇所の改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>一般県道花巻田瀬線谷内峠付近の更なる改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、地形が厳しく、多額の事業費が見込まれることから、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	県南広域 振興局	土木部	C : 1
7月17日	<p>10 一般県道の整備促進について (2) 一般県道下宮守田瀬線の整備促進について 本路線は、国道107号と国道283号を結び、東和町田瀬地区から隣接する遠野市宮守町、奥州市江刺区に通じる幹線道路であり、また、沿線には田瀬ダム、田瀬釣り公園、オートキャンプ場などが立地しており、毎年、各種イベントが開催されているところであります。特に、田瀬ダムでは全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの交通量が増大してきており、観光振興を支援する重要な路線となっております。</p> <p>しかしながら、田瀬ダム堰堤付近は、曲折、幅員の狭小箇所など整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、田瀬ダム堰堤から西側約600mと東側1,300mの改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>一般県道下宮守田瀬線の御要望の区間については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。</p> <p>なお、安全、安心な道路交通を確保するため、同路線の花巻市田瀬地区については、法面の落石対策等を実施することとしており、令和2年度から測量調査に着手しました。(C)</p>	県南広域 振興局	土木部	C : 1

7月17日	<p>10 一般県道の整備促進について (3) 一般県道石鳥谷大迫線の歩道整備促進について</p> <p>本路線は、国道4号と大迫地域を結び、地域の交流や連携及び産業経済の活性化を支える重要な路線であります。また、朝夕の通勤通学時間帯に主要道路を迂回する車両、特に大型車両による交通量が増大傾向にあります。沿線には人家が多く、近隣には保育園や小学校、県立高校が位置するなど、通勤通学路として利用されておりますことから、歩行者等の交通安全対策が重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、歩道整備について早期着手されるよう要望いたします。</p>	<p>歩道整備については、各地域から多くの要望があることから、必要性や緊急性の高い箇所から整備を進めています。</p> <p>御要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移、地域の沿道状況や県全体の進捗等を踏まえ、総合的に判断していきます。(C)</p>	県南広域 振興局	土木部	C : 1
-------	--	---	-------------	-----	-------

7月17日	<p>10 一般県道の整備促進について (4) 一般県道花巻停車場花巻温泉郷線の延伸整備について</p> <p>本路線は、花巻駅を起点とし、台温泉までの延長約10kmの道路であり、花巻温泉郷を訪れる多くの観光客が利用しております。</p> <p>台温泉は、温泉旅館、自炊旅館、日帰り温泉が点在する歴史ある温泉街で、その利用者は宿泊客、日帰り客合わせて年間約44,000人にもなります。</p> <p>台温泉利用客や周辺住民にとっては本路線以外にアクセス道路が無く、観光面のみならず、生活道路としても非常に重要な道路となっております。</p> <p>しかしながら、本路線は、急峻な自然斜面に囲まれ、並行して台川が流れ、上流には台川ダムがあります。そのため、近年、全国的に頻発している集中豪雨などが発生した場合、斜面崩壊や地滑り、洪水や土砂の氾濫、流木の集積などにより道路が寸断されることが懸念されております。</p> <p>さらに、当該地区には迂回路がないことから、このような災害時においては、台温泉利用客や周辺住民の孤立化が危惧されております。</p> <p>つきましては、災害に強い広域道路ネットワークの構築のため、本路線を主要地方道花巻大曲線まで延伸整備していただきますよう要望いたします。</p>	<p>御要望の区間は、平成27年度に一般県道花巻停車場線と一般県道花巻温泉郷線の2路線を統合し、一般県道花巻停車場花巻温泉郷線として新規路線認定する際に、道路の現状が無いことから除外した区間であり、周辺地域における大きな環境の変化が見受けられないことや、地形が厳しく、整備には多額の事業費が見込まれること等から、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
-------	--	---	---------------------	------------	--------------

7月17日	<p>11 自転車道の整備促進及び舗装補修について</p> <p>(1) 一般県道花巻温泉自転車道線の舗装補修について</p> <p>自転車は、近年、全国的なサイクリングブームにより、住民の健康増進や観光振興、環境への負荷軽減等にも貢献する乗り物として、その価値が改めて見直されております。</p> <p>当市においても、県の地域経営推進費を活用したサイクルツアーモデル事業の実施や「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」に加入し、情報交換を行いながら自転車文化の普及促進を図っているところでありますが、更なる自転車活用を図るため下記のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 一般県道花巻温泉自転車道線の舗装補修について</p> <p>本路線は、桜の名所として全国的に有名な北上市展勝地公園を起点とし、花巻市内の中心市街地を通り、県内随一の宿泊施設を誇る花巻温泉までの観光地を繋ぐ、延長約25kmの自転車専用道路として、市民や観光客に親しまれております。</p> <p>本自転車道については、平成28年度岩手国体開催時に花巻駅から小瀬川地区付近までの区間について緊急整備を実施していただいたところですが、北上市側も含め、全体的に舗装の経年劣化がみられ、今後の自転車の円滑な通行に支障が生じるおそれがあります。こうした状況は、花巻市内では、特に、小瀬川地区（JAグリーンホーム落合付近）から台地区（主要地方道花巻平泉線交差点付近）までの約2.8kmで見受けられ、雑草の繁茂などにより、景観上も</p>	<p>一般県道北上花巻温泉自転車道線の小瀬川地区から台地区の約2.8kmについては、走行に支障があると考えられる約2.0km区間の舗装補修を実施することとしており、これまでに約1.8kmの補修を完了していません。令和2年度は、残る0.2kmの舗装補修を実施し、当該区間の主な補修が完了したところであり、引き続き、適切な維持管理に努めていきます。</p> <p>(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p>
-------	---	---	----------------	------------	--------------

好ましくない状況となっております。

つきましては、自転車による観光振興、住民の健康増進、児童生徒の安全な自転車通学路の確保のためにも、北上市展勝地公園から花巻温泉までの当該路線を一体的に整備していただきますとともに、小瀬川地区から台地区までの約2.8km区間について、早急に路面補修を行っていただきますよう要望いたします。

7月17日	<p>11 自転車道の整備促進及び舗装補修について (2) 一般県道遠野東和自転車道線の整備促進について</p> <p>自転車は、近年、全国的なサイクリングブームにより、住民の健康増進や観光振興、環境への負荷軽減等にも貢献する乗り物として、その価値が改めて見直されております。</p> <p>当市においても、県の地域経営推進費を活用したサイクルツアーモデル事業の実施や「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」に加入し、情報交換を行いながら自転車文化の普及促進を図っているところでありますが、更なる自転車活用を図るため下記のとおり要望いたします。</p> <p>(2) 一般県道遠野東和自転車道線の整備促進について</p> <p>本路線は、遠野市土淵町伝承園から宮守町を經由し、花巻市東和町田瀬に至る延長29.8kmで計画された自転車道であり、平成12年4月の一部共用開始以降、サイクリングや散策等に利用されておりますが、柏木平地区から田瀬地区への一部区間が未整備となっております。また、既に整備済の自転車道誘導看板等へは田瀬地区までのルートが記載されるなど、実際に整備されている区間と案内表示板に相違がある状態となっております。</p> <p>つきましては、遠野市宮守町柏木平から花巻市東和町田瀬までの3.3km（遠野市宮守町分2.5km、花巻市東和町分0.8km）の未整備区間について、早期の整備再開を要望いたします。</p>	<p>一般県道遠野東和自転車道線については、平成4年度に事業着手し、延長約30kmのうち、約27kmを平成17年度までに供用しています。</p> <p>御要望の箇所については、地形が急峻で、事業費が大きいと見込まれ、整備は困難な状況ですが、整備済み区間の利用者の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に検討していきます。</p> <p>なお、整備済の自転車道誘導案内板等については、案内板の表示の是正を進めており、引き続き、取り組んでいきます。（C）</p>	県南広域 振興局	土木部	C : 1
-------	--	--	-------------	-----	-------

7月17日	<p>12 北上川の築堤整備について</p> <p>(1) 北上川新堀地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。</p> <p>その後、国土交通省のご尽力により、北上川右岸の石鳥谷築堤工事が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進されていることに対し、深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成19年9月の大雨災害では、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水が発生するなど、近年、被害が頻発する中、市内には未だ無堤防区間が多く残っており、降雨期の増水による河岸決壊や無堤防箇所での浸水が懸念され、地域住民に大きな不安を与えている状況にあります。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対し、河川改修事業の促進を要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(1) 北上川新堀地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>一級河川北上川の石鳥谷大橋から上下流の左岸約3.0km区間について、輪中堤防整備事業着手を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（概ね紫波町～奥州市）の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水を含む甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。</p> <p>(B)</p>	県南広域 振興局	土木部	B : 1
-------	--	--	-------------	-----	-------

7月17日	<p>12 北上川の築堤整備について (2) 北上川八重畑地区築堤整備事業の早期着手について 平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。 その後、国土交通省のご尽力により、北上川右岸の石鳥谷築堤工事が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進されていることに対し、深く感謝いたしております。 しかしながら、平成19年9月の大雨災害では、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水が発生するなど、近年、被害が頻発する中、市内には未だ無堤防区間が多く残っており、降雨期の増水による河岸決壊や無堤防箇所での浸水が懸念され、地域住民に大きな不安を与えている状況にあります。 つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対し、河川改修事業の促進を要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(2) 北上川八重畑地区築堤整備事業の早期着手について 一級河川北上川の東雲(しののめ)橋付近から下流の左岸約2.6km区間について、輪中堤防整備事業着手を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(概ね紫波町～奥州市)の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水を含む甚大な被害を受けています。 国では、中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。 (B)</p>	県南広域 振興局	土木部	B : 1
-------	---	--	-------------	-----	-------

7月17日	<p>12 北上川の築堤整備について</p> <p>(3) 北上川八幡地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。</p> <p>その後、国土交通省のご尽力により、北上川右岸の石鳥谷築堤工事が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進されていることに対し、深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成19年9月の大雨災害では、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水が発生するなど、近年、被害が頻発する中、市内には未だ無堤防区間が多く残っており、降雨期の増水による河岸決壊や無堤防箇所での浸水が懸念され、地域住民に大きな不安を与えている状況にあります。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対し、河川改修事業の促進を要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(3) 北上川八幡地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>一級河川北上川の井戸向(いどむかい)橋付近から下流の右岸約3.0km区間について、早期の堤防整備を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(概ね紫波町～奥州市)の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水を含む甚大な被害を受けています。</p> <p>当該地区では、平成19年洪水で家屋浸水があった上流部について、国の「北上川中流部緊急治水対策事業」により平成23年度に輪中堤の整備が完了しており、下流部については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。</p> <p>(B)</p>	県南広域 振興局	土木部	B : 1
-------	--	--	-------------	-----	-------

7月17日	<p>12 北上川の築堤整備について (4) 北上川宮野目地区築堤整備事業の早期着手について 平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。 その後、国土交通省のご尽力により、北上川右岸の石鳥谷築堤工事が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進されていることに対し、深く感謝いたしております。 しかしながら、平成19年9月の大雨災害では、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水が発生するなど、近年、被害が頻発する中、市内には未だ無堤防区間が多く残っており、降雨期の増水による河岸決壊や無堤防箇所での浸水が懸念され、地域住民に大きな不安を与えている状況にあります。 つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対し、河川改修事業の促進を要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(4) 北上川宮野目地区築堤整備事業の早期着手について 一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸約2.0km区間について、早期の堤防整備を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（概ね紫波町～奥州市）の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水を含む甚大な被害を受けています。 国では、中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。 (B)</p>	県南広域 振興局	土木部	B : 1
-------	--	--	-------------	-----	-------

7月17日	<p>12 北上川の築堤整備について</p> <p>(5) 北上川外台地区築堤の延伸促進について</p> <p>平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。</p> <p>その後、国土交通省のご尽力により、北上川右岸の石鳥谷築堤工事が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進されていることに対し、深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成19年9月の大雨災害では、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水が発生するなど、近年、被害が頻発する中、市内には未だ無堤防区間が多く残っており、降雨期の増水による河岸決壊や無堤防箇所での浸水が懸念され、地域住民に大きな不安を与えている状況にあります。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対し、河川改修事業の促進を要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(5) 北上川外台地区築堤の延伸促進について</p> <p>一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側は、平成15年度事業において延長600mの堤防が整備されましたが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約1.2kmの堤防整備を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部（概ね紫波町～奥州市）の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水を含む甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。</p> <p>(B)</p>	県南広域 振興局	土木部	B : 1
-------	--	---	-------------	-----	-------

7月17日	<p>12 北上川の築堤整備について</p> <p>(6) 北上川の花巻堤防の強化について</p> <p>平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。</p> <p>その後、国土交通省のご尽力により、北上川右岸の石鳥谷築堤工事が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進されていることに対し、深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成19年9月の大雨災害では、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水が発生するなど、近年、被害が頻発する中、市内には未だ無堤防区間が多く残っており、降雨期の増水による河岸決壊や無堤防箇所での浸水が懸念され、地域住民に大きな不安を与えている状況にあります。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対し、河川改修事業の促進を要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(6) 北上川の花巻堤防の強化について</p> <p>堤内地が、住宅、商店、事務所等が密集している中心市街地となっている一級河川北上川の朝日橋付近右岸側の堤防について、河川整備基本方針で計画している規模の洪水に耐え得る堤防として、さらなる強化を講じるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>花巻堤防については、国による「堤防浸透に関する詳細点検結果」では、安全性は基準値以上となっており、質的強化整備が不要な堤防となっていると聞いています。</p> <p>なお、側帯整備より以前に漏水実績（S56.8）があることから重要水防箇所に位置づけており、今後も監視していくと聞いています。（B）</p>	県南広域 振興局	土木部	B：1
-------	---	---	-------------	-----	-----

7月17日	<p>13 北上川水系猿ヶ石川の東和町地内の築堤整備の促進について</p> <p>猿ヶ石川右岸の東和町安俵地区と同左岸の南成島地区は無堤坊地区であり、近年、多発するゲリラ豪雨により河川への出水が頻発し、支流中小河川との合流点においては水位が上昇し農地等の冠水被害が発生しております。また、天然河岸のため浸食も著しく、築堤等の整備が必要な状況にあります。</p> <p>つきましては、矢崎橋付近から上流右岸約1.0 km、及び毘沙門橋付近から上流左岸約0.5 kmの無堤坊区間について、早期の築堤整備計画及び事業着手について、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>北上川水系猿ヶ石川の東和町地内の築堤整備の促進については、猿ヶ石川右岸の東和町安俵地区と同左岸の南成島地区は無堤となっているため、猿ヶ石川の水位上昇に伴い農地へ浸水する被害が発生しているものです。</p> <p>国では治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については、他地区の進捗を勘案しながら対応すると聞いています。</p> <p>県としても治水対策は重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)</p>	県南広域 振興局	土木部	B : 1
-------	--	--	-------------	-----	-------

7月17日	<p>14 県管理河川の改修整備促進について</p> <p>(1) 滝川の河川改修整備の早期着手について</p> <p>近年の台風や豪雨を原因とする家屋の床上・床下浸水や農地の冠水などの被害については、地域住民が大きな不安を抱えているほか、災害に強い河川への改修を求める要望が多く寄せられているところがあります。</p> <p>突発的、多発的に発生する浸水被害を軽減するためには、築堤工事や護岸整備といった中長期的な事業のほか、樹木伐採や河道掘削等、それぞれの地域に即した緊急的な対策が必要であり、本市においても河道内の樹木伐採、河道掘削等を実施していただいていることに深く感謝しております。</p> <p>引き続き、河川の氾濫や浸水等による被害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、県管理河川の改修整備促進について要望いたします。</p> <p>(1) 滝川の河川改修整備の早期着手について</p> <p>東和町砂子地区を流れる一級河川滝川は北上川水系毒沢川の支流であり、毒沢川合流部からの約1.1kmは河川改修が終了しているものの、上流部の1.7km区間は未改修のため出水により河岸が被災し、部分的・点的に災害復旧事業で被災箇所を復旧している状況です。また、近年の局地的な豪雨による出水時は河川断面が小さいことから、溢水して農地に冠水被害を及ぼすなど河川改修整備が必要であります。</p> <p>つきましては、未改修区間の河川改修整備について、早期に計画に掲載し事業着手されるよう要望いたします。</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所を優先的に進めています。御要望の箇所については、平成29年9月洪水において田畑の浸水被害があったものの、家屋への浸水の危険性が低いことから、周辺の土地利用状況などを踏まえ、県全体の治水対策の中で緊急性、重要性を勘案しながら事業化の時期を検討していきます。</p> <p>なお、本地域においては、ほ場整備事業の計画の検討も進められていることから、その計画内容も踏まえて事業化の時期等を検討してまいります。</p> <p>また、河川巡視等により河川の状況把握を行い、緊急性などを考慮しながら河道掘削や立ち木伐採を計画的に実施し、今後とも適切な維持管理に努めてまいります。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
-------	---	--	---------	-----	-------

7月17日	<p>14 県管理河川の改修整備促進について (2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について</p> <p>近年の台風や豪雨を原因とする家屋の床上・床下浸水や農地の冠水などの被害については、地域住民が大きな不安を抱えているほか、災害に強い河川への改修を求める要望が多く寄せられているところがあります。</p> <p>突発的、多発的に発生する浸水被害を軽減するためには、築堤工事や護岸整備といった中長期的な事業のほか、樹木伐採や河道掘削等、それぞれの地域に即した緊急的な対策が必要であり、本市においても河道内の樹木伐採、河道掘削等を実施していただいていることに深く感謝しております。</p> <p>引き続き、河川の氾濫や浸水等による被害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、県管理河川の改修整備促進について要望いたします。</p> <p>(2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について</p> <p>県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削の必要な箇所について、引き続き事業を実施し、河道内の断面不足の解消を速やかに講じるよう要望いたします。</p>	<p>河道掘削及び立ち木伐採については年次計画を策定の上、緊急性や重要性を勘案しながら計画的・継続的に取り組んできたところです。</p> <p>平成30年度から国が進めている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による国費も活用しながら進捗を図っています。</p> <p>令和元年度は当管内においても豊沢川・耳取川・平滝川で実施したところであり、令和2年度は稗貫川・枇杷沢川・滝川・後川・旭の又川において実施しています。</p> <p>これからも現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めてまいります。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1
-------	--	--	---------	-----	-------

7月17日	<p>15 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業における対象者拡充について</p> <p>在宅の重症心身障がい児（者）とその家族を支援するため「岩手県在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業」が平成29年10月1日から始まり、当市においても「花巻市在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業実施要綱」を定め、支援体制を整備したところであります。</p> <p>当該事業は県の実施要綱第2の別表第1における判定スコアの合計が25点以上の場合を超重症児（者）、10点以上25点未満の場合を準超重症児（者）と定義し、対象者の短期入所支援に係る補助金を県と市町村がそれぞれ2分の1を負担するものですが、判定スコアが10点未満でも経管栄養や胃ろう、吸引、導尿などの医療的ケアが必要な障がい児（者）に関しては、家族の負担は判定スコア10点以上の場合と変わらないにも関わらず、支援を受けられない状況となっております。</p> <p>つきましては、医療的ケアが必要な障がい児（者）の家族の休息の機会の増加を図るため、医療的ケアが必要なすべての障がい児（者）が本制度の対象となるよう判定基準を緩和するよう要望いたします。</p>	<p>「岩手県在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業」は、超重症児（者）等を対象とした障害福祉サービスの介護給付費と入院時における診療報酬との差が大きいことから、この差に相当する金額を市町村を通じて事業所に補助することにより、特に濃密な医療的ケアが必要な超重症児（者）等の在宅でのケア負担の軽減を図ることを目的に創設した事業です。</p> <p>一方で、超重症児（者）等の判定スコアに及ばない医療的ケア児の診療報酬については、重症児受入体制加算の対象外となり、介護給付費と比較して差が小さいと考えられるため、差額相当額の上乗せによる事業所への経済的なインセンティブを通じた短期入所受入の促進という制度の趣旨から、対象者の拡大についてはなお慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、県では、医療的ケア児の短期入所に対応できる受入施設を拡大するため、国に対し、障害福祉サービスの報酬単価を入院時の診療報酬単価相当額に引き上げるように要望を行っていますが、近年の報酬改定では、短期入所事業所が医療的ケア児等の受入れ体制を強化した場合に報酬上評価するなどの措置が講じられてきているところです。</p> <p>今後とも、医療的ケア児等の短期入所の受入体制の充実が着実に図られるよう、引き続き国に対し、報酬単価の引上げについて要望していきます。</p> <p>また、県では引き続き、医療的ケア児等とその家族や、医療機関、施設・事業所等の実態把握に努め、具体的な支援方策を検討していきます。（C）</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	C：1
-------	--	---	---------	---------	-----

7月17日	<p>16 65歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について</p> <p>改正障害者総合支援法施行に伴い、同法施行令及び同法施行規則が平成30年4月1日に改正され、65歳に至るまで長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する仕組み（新高額障害福祉サービス等給付費）が創設されましたが、その対象者の要件は、次の全ての要件を満たすものとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 65歳前5年間引き続き障がい福祉サービスを利用 2 障がい福祉サービス相当の介護保険サービスを利用 3 障がい支援区分2以上であった 4 非課税世帯・生活保護世帯 5 65歳前に介護保険サービスを利用していない <p>しかし、上記要件をすべて満たす高齢障がい者は一部に限られ、介護保険サービスの利用者負担が新たに生じることから、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行が困難となっています。</p> <p>つきましては、全ての高齢障がい者が介護保険サービスに移行するにあたり利用者負担が軽減されるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>本県において、令和元年5月に新高額障害福祉サービス等給付費に係る市町村の運用状況を調査したところ、制度対象者の把握に至っていない市町村があったことから、令和元年6月に各市町村に対して、制度の周知等について通知するとともに、岩手県介護支援専門員協会に対して、対象者の利用申請への協力を依頼しております。</p> <p>本制度については、高齢障がい者の障がい福祉サービスから介護サービスへの円滑な移行を目的とするものですが、一方で、介護保険サービスを利用する一般高齢者との公平性等に留意する必要がありますので、市町村や関係団体等の意見も参考にしながら、制度改正について国への働きかけを検討していきたいと考えています。（B）</p>	県南広域 振興局	保健福祉 環境部	B：1
-------	--	--	-------------	-------------	-----

7月17日	<p>17 地域生活支援拠点等の整備について</p> <p>国においては、平成29年に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を発出し、令和2年度末までに障がい者の高齢化・重度化・家族支援が受けられなくなった場合を見据え、障がい児・者の地域生活支援を推進する「地域生活支援拠点等」について、各市町村又は圏域に少なくとも一つ整備することを義務付けております。</p> <p>しかし、令和元年10月時点での地域生活支援拠点等の全国の整備状況は20.4%であり、県内においては、整備している市町村又は圏域がない状況です。この背景には、サービス機能の連携強化や新たな支援体制の構築が必要かつ重要であるにもかかわらず、それらを推進するための人的経費や整備にかかる財源が確保されていないことが大きな要因となっています。</p> <p>当市においては、国の指針に基づき地域生活支援拠点等の体制整備を進め、令和2年10月には緊急時の受入れ体制が整う予定となっています。</p> <p>整備の推進と今後の運営に係る財源としては、国の地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能となっておりますが、その対象は緊急時や体験のための居室確保や地域生活移行のためのコーディネーターの配置に限られており、運営に係る人件費、緊急時の受け入れに係る体制整備のための経費、管理や運営のためのシステム構築費等は対象になっておりません。また、1/2以内の補助率ではありますが、昨年度は圧縮率61.2%と国の予算内での交付となるため、満額支給されていませ</p>	<p>県では岩手県障がい者プランにおいて、障がい者一人ひとりが、地域の人たちと支え合う仲間として、いきいきと暮らすことができるよう障がい者が安心して生活できる環境の整備を進めることとしており、地域生活支援の機能をさらに強化する地域生活拠点の整備は重要と考えています。</p> <p>緊急一時的な宿泊等に係る居室確保や、相談体制の整備に係る経費については、国の地域生活支援事業のうち「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能とされていることから、県では、地域生活支援事業を活用した支援の充実が図られるよう、その十分な財政措置について令和2年6月に厚生労働省に要望を行ったところであり、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。(B)</p> <p>また、県では、地域生活支援拠点の整備に向け、新たに地域生活支援拠点として施設を整備する法人に対しては、国庫補助を活用し施設整備補助を行うほか、国と連携して、各地域自立支援協議会事務局員等を対象に研修会を開催(H30.11)し、先進事例の紹介や意見交換を行ったところであり、今後も整備促進に向けて情報提供等の支援に努めて参ります。(B)</p>	県南広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 2
-------	---	---	-------------	-------------	-------

ん。加えて、地域生活支援拠点等の機能の一つである「相談支援」については、今まで基幹相談支援センターを中心として市内7か所の相談支援事業所との連携により支援してまいりましたが、増加する相談業務に対応するために、人的経費の他、多くの経費を投入し現在に至っている状況であり、国の支援として普通交付税措置されているとはいえ、支出が増大する中で現状において用意されている補助金のみでは、今後設置を予定する地域生活支援拠点等の適切な運営に支障をきたすことも予想されます。

つきましては、今後、家族支援が受けられなくなった場合等、さらに必要性が高くなる地域生活支援拠点等の整備について、国が示す令和2年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも一つを整備するためには、財源確保等が喫緊の課題であることから下記のとおり要望いたします。

(1) 地域生活支援拠点等の整備を促進するため、国において新たな補助金制度を創設すること。また、現在の地域生活支援事業の補助対象を拡充するとともに、満額の支給とし十分な財政措置を講じるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。

(2) 岩手県におかれましても、地域生活支援拠点等の整備に係る新たな補助金制度を創設するとともに、他自治体の先進的な取組等に関する情報提供や関係機関との意見交換会の開催について検討いただきますよう要望いたします。

7月17日	<p>18 国民健康保険に対する財政支援について 東日本大震災津波の影響により、国保保険者の財政状況が悪化したことから、平成24年度から、一定の基準に該当する場合、医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する特定被災区域の保険者（市町村）への財政支援として、国の特別調整交付金が交付されているところです。</p> <p>被災者の生活再建は道半ばであり、引き続き支援していく必要がありますが、市町村国保の財政状況は依然として厳しい状況にあります。</p> <p>つきましては、今年度以降も引き続き、東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援を実施するよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、被災した市町村の国保財政について、医療費増加等により依然として厳しい状況であると認識しており、このため、調整交付金の増額や国費による補填など国による十分な財政支援を講じるよう、県の令和3年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。（A）</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>保健福祉 環境部</p>	<p>A : 1</p>
-------	--	---	----------------------	----------------------	--------------

7月17日	<p>19 早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について</p> <p>(1) 登山道の整備について</p> <p>早池峰山の登山者数は平成27年度には15,767人でしたが、平成28年5月に発生した河原の坊登山道の崩落により若干落ち込み、令和元年度では14,059人となっております。河原の坊登山道は早池峰山の主要登山道であり、崩落前は登山者の約半数が河原の坊登山口から登山しておりましたが、閉鎖後はほとんどの方が小田越登山口を利用している状況です。小田越登山口は河原の坊登山口と違い、駐車場やトイレがなく、登山者は河原の坊登山口から30分ほど歩き小田越登山口から登山せざるを得ないことから、小田越登山口にトイレの設置が求められております。また、早池峰山唯一の避難小屋である山頂避難小屋は昭和61年11月に建築され、築33年以上が経過しており、著しく老朽化が進んでいる状況となっております。</p> <p>これらのことから下記の項目について要望いたします。</p> <p>(1) 登山道の整備について</p> <p>登山者の安全確保と登山道外歩行から高山植物を保護するため、登山道の整備を要望します。</p> <p>①小田越ルート（小田越登山口→山頂）</p> <p>登山者がコースから外れて高山植物等に影響を与える懸念があることから、コース整備を行うこと。また、小田越登山口へ自然環境に配慮したバイオトイレの整備を行うこと。</p> <p>② 縦走ルート（早池峰山→中岳→鶏頭山）</p> <p>縦走ルートは、早池峰山登山コースで一番延長が長いこと、また、これまで利用者が少なかったことからコースが荒れているほか、案内表示や番号札の更新が行われておらず、ところどころ棄損や欠損していることから、登山者の安全確保のためコース整備や案内表示等の更新を行うこと。</p>	<p>①小田越ルートにおいては、自然公園保護管理員によるパトロールのほか、登山道にロープや木歩道を設置し、高山植物の保護対策を執っているところで、標識や歩道などの県管理施設の計画的な整備に努めるとともに、整備に要する費用に対して、十分な予算の確保について国に要望していきます。</p> <p>(B)</p> <p>早池峰地域保全対策事業推進協議会では、汲取式トイレから携帯トイレへの移行方針を出し、携帯トイレの普及や利用促進を図っているところです。また、登山シーズン中においては、登山口に仮設トイレを設置しており、登山口へのバイオトイレの新設については、早池峰地域保全対策事業推進協議会の意見も伺いながら、対応について検討していきます。(B)</p> <p>②縦走ルートにおける登山者の安全確保等については、自然公園保護管理員によるパトロールなどによる危険箇所などの内容を精査しつつ、ルート内の県管理施設の計画的な修繕に努めていきます。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 3
-------	---	---	---------	---------	-------

7月17日	<p>19 早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について</p> <p>(2) 山頂避難小屋の整備について</p> <p>早池峰山の登山者数は平成27年度には15,767人でしたが、平成28年5月に発生した河原の坊登山道の崩落により若干落ち込み、令和元年度では14,059人となっております。河原の坊登山道は早池峰山の主要登山道であり、崩落前は登山者の約半数が河原の坊登山口から登山しておりましたが、閉鎖後はほとんどの方が小田越登山口を利用している状況です。小田越登山口は河原の坊登山口と違い、駐車場やトイレがなく、登山者は河原の坊登山口から30分ほど歩き小田越登山口から登山せざるを得ないことから、小田越登山口にトイレの設置が求められております。また、早池峰山唯一の避難小屋である山頂避難小屋は昭和61年11月に建築され、築33年以上が経過しており、著しく老朽化が進んでいる状況となっております。</p> <p>これらのことから下記の項目について要望いたします。</p> <p>(2) 山頂避難小屋の整備について</p> <p>登山の際、唯一の避難小屋である山頂避難小屋は築33年を経過し著しく老朽化が進んでいることから、登山者の安全確保のため早期の整備を行うこと。</p>	<p>山頂避難小屋については、屋根の塗替えや窓などの修繕により避難小屋としての機能を保持しており、今後も修繕により安全な施設利用が可能であると判断されることから、必要な修繕を行いながら引き続き活用していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>
-------	---	--	----------------	----------------	--------------

7月17日	<p>20 日本語指導担当教員の配置について</p> <p>日本に定住する外国人世帯の増加により小・中学校での在学を希望する外国人児童生徒が増加傾向となっており、教員等との意思疎通が十分にできず、学校生活に適応できない児童生徒への対応が求められております。花巻市においては、当該児童生徒に対し、日本語指導及び学校生活支援のため、独自に講師派遣を行い対応しているところですが、外国人生徒が扱う言語は英語、中国語、タガログ語など多様であり、対応できる指導講師の確保について困難を極めております。</p> <p>つきましては、外国人児童生徒の実態に応じた教育の充実を図るため、県におかれましては、日本語指導担当教員の計画的・安定的な配置がなされるよう体制の構築を要望いたします。</p>	<p>外国人児童生徒等教育に必要な教員の配置については、加配を必要とする学校等の状況を精査した上で毎年国へ加配を要望し、配置しているところであります。</p> <p>平成29年度から義務標準法の一部が改正され、外国人児童生徒等教育については、10年をかけて、日本語指導担当教員が基礎定数化されることとなり、指導が必要な児童生徒18人に対し、担当教員1人が定数措置されることとなりました。また、本県のような散在地域（児童生徒が18人に満たない地域）への対応のための加配が一定数措置されています。</p> <p>この改正を受け、本県におきましては、今年度は基礎定数化分と加配措置分を合わせて5名の教員を県内の小・中学校に配置しておりますが、広大な面積を持つ本県といたしましては、散在地域等への対応も含め、外国人児童生徒の在籍等、各市町村の状況を踏まえながら、引き続き加配措置を国に要望していきます。</p>	県南広域 振興局	中部教育 事務所	B : 1
-------	--	---	-------------	-------------	-------

7月17日	<p>21 部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について</p> <p>学校教育法施行規則が改正され、中・高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程外）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員が新たに位置づけられました。この改正により、部活動指導員は部活動の指導、顧問、単独での引率を行うことが可能になるなど、部活動指導体制が充実しました。</p> <p>花巻市教育委員会が平成30年度に実施した調査によると、中学校教員においてはその時間外勤務の約1/2が部活動指導によるものであり、依然として大きな負担となっていることから、負担軽減はもちろんのこと、生徒へのきめ細やかな指導が期待されているところです。</p> <p>花巻市においては、国県補助制度を活用しながら市内全中学校に指導員を配置して部活動指導の充実と教員の負担軽減を図ることとしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度から指導員の身分が会計年度任用職員に移行され、部活動指導員の期末手当が補助対象経費となったものの、大会等に引率する際の旅費については補助対象経費に含まれていないところです。</p> <p>つきましては、教員の負担軽減及び部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員が大会等に引率する際の旅費についても補助対象経費とし、部活動指導員配置の補助制度を継続していただきますよう国へ要請いただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、部活動の質的な向上及び教職員の負担軽減の取組のひとつとして「部活動指導員」の配置を推進しています。</p> <p>令和2年度からは、広域的に人材確保をするための交通費の支援が拡充されたことに加え、部活動指導員の身分が会計年度任用職員に移行したことに伴い、期末手当についても補助対象経費となったところです。</p> <p>なお、引き続き国に対し「部活動指導員」の配置の継続・拡充及び引率旅費を国庫補助対象とするよう、要望してまいります。（B）</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B：1
-------	---	---	---------	---------	-----

7月17日	<p>22 保育士の処遇改善について</p> <p>保育所の待機児童対策として、本市においては、施設整備による利用定員の拡大や、保育士確保のための奨学金返済者への助成、保育士の復職支援などに継続的に取り組み、令和2年4月1日現在、5年ぶりに待機児童が0人となりました。一方、保育士の確保は引き続き課題となっており、保育人材の不足より、施設によっては利用定員数まで児童を受け入れることが困難で、年度途中の待機児童の発生が想定されるところです。</p> <p>国においては、保育士の月額給与の処遇改善に取り組んでおり、平成29年度からはキャリアアップ研修の仕組みを構築し、技能や経験を積んだ職員については処遇改善加算Ⅱの加算を行っておりますが、岩手県内の保育士の月額給与は全国に比べ低い状況にあり、保育士確保は依然厳しい状況にあります。</p> <p>つきましては、保育人材不足の解消を進め、保育の質の維持・向上につなげるため、特に地方の保育士の処遇改善に向けた取り組みを行っていただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、保育士の技能や経験に応じた保育士等の処遇改善の取組が進められるよう、受講が処遇改善加算Ⅱの加算要件とされる保育士等キャリアアップ研修を実施し、保育士の処遇改善の取組を支援しています。</p> <p>また、保育士の待遇改善が図られてきているものの、依然として保育士の確保が必要な状況であることから、国に対し、抜本的な保育士確保施策を講じるよう、令和3年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。</p> <p>今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。（B）</p>	県南広域 振興局	保健福祉 環境部	B：1
-------	---	--	-------------	-------------	-----

7月17日	<p>23 県立高等学校のあり方について (1) 県立高等学校の再編について 「新たな県立高等学校再編計画（前期計画）」が平成28年3月29日に策定され、当市に設置されている県立高等学校のうち、大迫高等学校、花巻南高等学校、花北青雲高等学校の3校が再編の対象となっておりますが、花巻南高等学校、花北青雲高等学校については、前期計画での学級減を行わないことと、本年2月6日に公表された令和3年度から令和7年度までを計画期間とする後期計画の素案においても再編の対象としない方針が示されたところであり、県教育委員会のご英断に深く感謝申し上げます。</p> <p>高等学校教育の機会均等を堅持することは、本県の将来を担う人材の育成という観点から極めて重要であり、また、地方創生への取組の推進という側面からも高等学校の存続や定員の維持は必要不可欠な要素であることから、改めて以下のとおり要望いたします。</p> <p>①大迫高等学校につきましては、一昨年度から県教育委員会のご理解を賜り、県外からの留学生の受け入れを実現できたことや、小規模校の特性を生かした生徒一人ひとりに合わせた指導が評価され、本年度の入学者数27名を確保できたところです。今後におきましては、本年度、県教育委員会の「高校の魅力化促進事業」指定校となったことを踏まえ、関係団体と連携して、国際交流活動や神楽の伝承など学校の魅力アップを図り、生徒確保のための取組をさらに充実してまいりますので、より一層のご指導をお願いいたします。</p> <p>②岩手中部ブロック内に立地する県立高校は、普通</p>	<p>令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（最終案）では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。</p> <p>1学級校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学級校を維持することとしています。</p> <p>大迫高校等で今年度から新たに行われる「高校の魅力化促進事業」では、総合的な探究の時間等を活用しながら、地域理解の学習活動を充実させること等により、学校の魅力向上や地域人材の育成を図るとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図る取組を進めることとしています。大迫高校で地域の支援をいただきながら行われる県外生徒の受入れと併せて、同校の生徒確保に繋がるよう期待するとともに、今後の同校の志願状況等の変化を注視していきます。（B）</p> <p>また、後期計画期間中においては、地域の現状を踏まえ、各地域の学校を規模も含めてできる限り維持することにより、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域人材の育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。このような後期計画の主旨に基づき、最終案において示した統合対象校以外の高校については計画的な統合や学級減等を行わないこととしています。（B）</p> <p>さらに、後期計画の基本的な考え方に基づいた具体的な取組として、各地域の実情や全県的な学校配置のバランスを重視し、盛岡ブロックにおける大規模校の統合や、地域の産業教育の拠点となる専門高</p>	県南広域 振興局	中部教育 事務所	B：3
-------	---	--	-------------	-------------	-----

科、専門学科等のバランスもよく、定員をほぼ満たしている現状にあることから、後期計画における学級減や統合等は必要ないと考えられるため、今後策定する後期計画において、岩手中部ブロックに立地する県立高校を再編の対象としないことを明記されるよう要望いたします。

③県立高等学校につきましては、統合や学級減のみを進めるのではなく、工業、農業、商業等の地域の産業を支える人材の確保のため、専門高校における産業教育を一層充実させる必要があると考えております。また、普通高校について、盛岡の高校に他市町村からの生徒が流出していく状況を改善し、それぞれの地域で教育の機会を保障することが必要と考えておりますことから、進路の選択肢の拡大や地域について学ぶカリキュラムの構築など、それぞれの高校の魅力を高める施策の充実を要望いたします。

校等の整備などを進めることとしています。高校の魅力化促進事業等の県教育委員会による施策の推進と併せながら、魅力ある学校づくりや教育環境の整備・充実に取り組んでいきたいと考えています。

(B)

7月17日	<p>23 県立高等学校のあり方について (2) 県立の併設型中高一貫教育校の新設について 併設型中高一貫教育校につきましては、次世代のリーダーとして、将来の岩手県に貢献できる人材の育成を目指し、平成21年4月に県立一関第一高等学校で導入されたところであり、令和2年度の入学志願倍率も附属中学校が1.70倍、高等学校が1.32倍と順調に推移しているものと推察いたします。また、同校においては、難関大学や医学部への進学者が年々増加し、次世代のリーダー足り得る人材の育成が着実に推進されていると言える状況にあり、その成果を拡充していくべき時期になっていると考えます。</p> <p>花巻市内の進学校である花巻北高等学校は、市外からの進学者数が70人を超え、大学進学を希望する生徒にとって中部地域における拠点校となっており、花巻市の姉妹都市であるアメリカ合衆国ホットスプリング市に立地するASMA（アーカンソー数理芸術大学校）との交流をはじめ、STEAM教育の導入など、新しい教育内容にも意欲的に取り組んでおります。一方で、市内生徒のうち、盛岡市内の進学校に17名、一関第一高等学校へ4名、一関第一高等学校附属中学校に1名が入学しており、成績上位者の市外流出が続いている現状にあります。このことは、県内における偏差値上位校が盛岡市に集中しており、難関大学や医学部進学を希望する生徒にとって盛岡市内の高校への進学が必要だとの認識があることが原因であると考えております。しかし、これらの市外進学校への通学には、花巻市の中心部からでも1時間半を要することから、盛岡市内に家族でアパートを借りるなど、生徒と保護者に大きな負担が生じております。こうした状況を改善し、地元の高校に通いながら難関大学や医学部への進学を実現させる環境をつくるには、すでに一定の成果をあげている一関第一高等学校と同様の併設型中間一貫校を交通の要衝である花巻市に設置することが求められ、その対象は中部地域における進学の拠点校である花巻北高等学校とすべきと考えます。</p>	<p>県立学校における併設型中高一貫教育は、一関第一高等学校附属中学校（及び一関第一高等学校）で実施しており、同校は、社会の進歩と発展に貢献する次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材を育成することを基本理念として、平成21年度に設置したものです。平成30年度末には、附属中学校の第1期生が4年生大学を卒業しましたが、医学部など6年制の大学に進学した生徒もいるところです。</p> <p>他地域への併設型中高一貫教育校の設置については、これまでも他の自治体から要望をいただいているところですが、その必要性については、一関第一高等学校附属中学校出身者の大学卒業後の進路状況等を精査するとともに、今後の中学校卒業予定者数の推移、中高一貫教育校を導入した際の地域の義務教育への影響等を十分に見極めた上で、検討する必要がありますと考えています。</p> <p>花巻北高校においては、将来のリーダーにふさわしい知性、感性、品性の涵養や、生徒の進路実現・自己実現に向けた進路指導の充実等を図るきめ細かな教育活動を行っており、難関大学や医学部等への進学実績も残しているところです。県教育委員会としましては、同校の魅力を地域へ発信していくとともに、今後とも、同校の生徒も含め、県立高校の生徒が希望する進路を実現できる教育環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。</p>	県南広域 振興局	中部教育 事務所	C:1
-------	---	--	-------------	-------------	-----

	<p>県育委員会におかれましては、これまで進学校における探求プログラムを実施し、また、令和2年度から医学部進学プログラムを拡充し、県全体で一堂に会して勉強しあう体制を構築する方針と伺っております。しかし、学力の向上は各校における日々の授業の積み重ねが最も重要であり、6年間に渡る一貫した取組に勝るものはないと考えますことから、意欲ある子供たちにより良い学習環境を提供するため、花巻北高等学校を併設型中高一貫校とすることについて、特段のご配慮をお願いいたします。</p>				
7月17日	<p>24 婚活支援事業の充実について</p> <p>現在、本市においては、市内で開催される婚活イベント等の支援を中心に行っておりますが、市民のみを対象とした場合、参加者数が少なく成婚数も限られております。</p> <p>県では、県内全体で広域的かつ効果的な活動を進めるため、公益財団法人いきいき岩手支援財団が運営する「いきいき岩手結婚サポートセンター（通称iサポ）」を平成27年度に開設し、現在では盛岡市、奥州市、宮古市において、それぞれセンター体制で婚活支援活動を行っておりますが、本市における「iサポ」の活動にあたっては、センターまでの距離があることもあり、会員数が伸び悩んでおります。</p> <p>つきましては、今後、より活動を充実させるためには、各地域における丁寧な事業展開を行う必要があることから、岩手県が主導し、圏域内の各市町において、「おでかけiサポ」などのイベントを定期的開催するなど広域的な取組を推進していただきますよう要望いたします。</p>	<p>”いきいき岩手”結婚サポートセンター「iサポ」では、3か所の拠点のほか、広大な県全体をカバーするため出張サービスを行う「お出かけiサポ」を定期的実施しているところであり、久慈、二戸、釜石での開催に加えて、県南地域における会員の確保及び会員の利便性向上のため、令和元年10月から一関市内においても開催しております。</p> <p>iサポの運営方針等については、市町村や関係団体及び県からなる運営委員会において決定することとされており、市町村や関係団体と一体となって結婚を望む県民に対する支援を行うため、市町村と連携した個別相談、会員登録会の開催などのおでかけiサポの拡充等についても、当該運営委員会での意見等を踏まえ、検討していきます。（B）</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>保健福祉 環境部</p>	<p>B：1</p>

7月17日	<p>25 特定不妊治療の現状について、県内企業等への啓発等に関する施策検討について</p> <p>平成30年3月に厚生労働省が公表した「不妊治療と仕事の両立に関する報告書」の内容や、具体の市民からの声を聞くと、勤務する事業所をはじめ、不妊治療の現状に対する周囲の理解や支援を求める意見が多く、本市としても、特定不妊治療を行う方々を支援するための環境整備として、事業所をはじめとした周囲の理解や支援が必要であると認識しています。</p> <p>岩手県においては、県内の中小企業等を対象に「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度と、その認証に基づく公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」制度があり、本年4月より新たに「不妊治療と仕事の両立」を支援するための認証基準が加えられたところですが、こうした環境整備をさらに加速させるために以下の取組を要望いたします。</p> <p>(1) 特定不妊治療に関する現状も含め、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度や「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」について、県内企業・事業所等に対して、引き続き啓発を推進すること。</p> <p>(2) 従業員が不妊治療のために休暇を取得した場合に、当該企業等に対して助成金を交付するなど、新たな施策の検討・構築を行うこと。</p>	<p>(1) 県では、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の認証基準に「不妊治療と仕事の両立」の支援について盛り込んだことに加え、これまで、企業に対して、国が作成した「仕事と不妊治療を両立しやすい職場環境づくりを進めるためのリーフレット」を、保健所が行う企業訪問などの際に配布しているほか、「いわて働き方改革アワード」の審査項目に不妊治療を含む休暇制度の規定の有無を追加するなど、企業に対する不妊治療の理解促進に努めているところです。</p> <p>今後も、企業向けセミナーや職員による企業訪問等を通じ、特定不妊治療に関する現状の理解促進や企業認証制度の普及に努めていきます。(A)</p> <p>(2) 県では、本年6月に実施した政府予算要望において、仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発を行うなど、安心して不妊治療を受けられる環境の整備に取り組むよう要望を行ったところです。</p> <p>今後も、企業に対する理解促進や、国への要望をしていきます。</p> <p>なお、国では不妊治療を保険診療化する動きがあることから、注視していきます。(B)</p>	県南広域 振興局	保健福祉 環境部	A : 1 B : 1
-------	--	---	-------------	-------------	----------------

7月17日	<p>26 移住支援事業における返還制度に係る国・県・市負担の公平化について</p> <p>移住支援事業における移住支援金の対象者に支援金を支給した市町村は、返還が必要となった対象者に対し、国と県の負担分を合わせた全額の返還請求を行い、対象者から返還を受けて県に返還することが想定されており、対象者から債権回収できない場合には、都道府県からの返還の求めにより、市町村負担分はもとより、国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を市町村が負担しなければならない可能性があります。一方で、都道府県内の移動については、当該都道府県内で複数回の移動の後に、最終的に都道府県外に転出した場合の債権回収の方法等について統一のルールを作成し、対象者の居住する都道府県及び市町村の判断で返還対象から除外することが可能であるとされておりますが、明確なルールは示されておりません。</p> <p>返還対象の5年間は、全ての移住支援金受給者の状況を常に把握する必要がある上に、返還が必要となった場合には、支給金額が多額のため対象者が返還に応じないこともあることが考えられ、市町村は訴訟による債権回収を行わざるを得ない可能性があるなど事務負担が大きく、また、債権回収できない場合は市町村負担分に加えて市町村議会の承認を経て予算措置することにより市町村一般財源によって国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を返還する必要があるなど、市町村によって岩手県は、移住支援事業における返還制度について市町村の負担を軽減するため、例えば、対象者の所在調査の結果によっても所在が不明な場合や支払い能力が無いと認められる場合は返還を求めないなど、対象者から債権回収できない場合について、市町村のみが事務負担及び一般財源からの負担を負うことのないよう岩手県負担分の返還を求めないことを要望するとともに、その旨を明記したスキームを市町村へ提示願います。</p>	<p>移住支援事業の返還制度について、令和元年7月2日に発出された内閣府事務連絡において「移住支援金交付対象者から市町村が債権を回収できない場合」における返還については、「市町村が、地方自治法に基づき督促などの債権管理を行ったにも関わらず、債権回収ができない場合においても、国が都道府県に対して交付金の返還を求めるものではない」との方針が示されているところです。</p> <p>そのため、県としては、各市町村の債権管理状況及び債権回収が困難と判断した事情に基づき個別に判断することとしており、令和2年9月には「移住支援金実施マニュアル」を策定し、各市町村の移住支援事業担当者に対しスキームを提示したところで</p> <p>なお、「居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること」について、兵庫県などとともに地方分権に関する提案の中で国に対して働きかけを行っています。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1
-------	--	---	---------	-------	-----

7月17日	<p>27 再生可能エネルギー事業の規制に係る法整備について</p> <p>平成24年7月に固定価格買取制度（FIT制度）が創設されて以降、再生可能エネルギーの導入が急速に進んでいますが、なかでも、太陽光発電の導入は大幅に拡大しており、立地に伴う土砂の流出や濁水の発生、景観への影響など様々な問題が全国各地で生じています。</p> <p>本市においては、「花巻市環境基本条例」に基づき策定した「第2次花巻市環境基本計画」において、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を明記しており、その推進に当たっては自然環境や周辺環境との調和が図られるよう考えているところですが、最近、市民の憩いの場として親しまれている公園の近隣にメガソーラーの設置が計画されており、周辺環境の悪化や景観の阻害など、地域住民の住環境への悪影響や土砂災害の発生が懸念されておりますことから、以下のとおり要望いたします。</p> <p>（1）現行の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「FIT法」という。）においては、再生可能エネルギー発電事業者の事業計画を認定する制度となっており、その認定の条件として関係法令を遵守することなどが規定されているところですが、関係法令においては一定の規模以上の事業を規制対象とするなど限定的であることにより、上記のような課題の抜本的な解決には至っておりません。また、国は、再生可能エネルギー発電事業者が事業を行うに当たっての遵守事項及び推奨事項を記載した「事業計画策定ガイドライン」を策定し、これに従った適切な事業実施を事業者に求めています。</p>	<p>（1）県では、国に対して、再生可能エネルギーの適正な導入に向けた事業実施にあたって地域の意見を確実に聞く仕組みを早期に構築するなど、自然環境や景観に配慮した再生可能エネルギーの導入について要望を行っているところであり、今後とも、国に対し働きかけを継続していきます。（B）</p> <p>（2）県では、再生可能エネルギーの導入におけるトラブル事案に適切に対応するため、国、県、市町村との情報共有や連携協力の方法を定め、令和元年6月28日から運用を開始していますが、再生可能エネルギー設備の設置手続については、FIT法では、認定申請段階において電源ごとに定める事業計画ガイドラインに従って適切に事業を行うことを遵守事項として確認することとしているなど、国が適正な導入に向けて主体的に取り組んでいるところであり、今後も国と連携して対応してまいります。（C）</p> <p>（3）国では、環境影響評価法による対象事業について、風力・地熱発電等に加え、今般、太陽光発電事業を新たに盛り込んだところです。県では、法の対象とならない小規模な太陽光発電事業のうち一定規模以上のものについては、岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正により、国に合わせて令和2年4月1日から岩手県環境影響評価条例の対象事業としたところであり、国と連携し、環境と調和した再生可能エネルギーの導入促進のため適切な制度運用に努めてまいります。（A）</p>	県南広域 振興局	保健福祉 環境部	A : 1 B : 1 C : 1
-------	---	---	-------------	-------------	-------------------------

しかしながら、当該ガイドラインにおいては、防災や環境保全、景観保全について配慮することや、自治体への相談、地域住民への説明などの記載があるものの、それらの記載についてはFIT法及び同法施行規則の条文に基づくものではなく法的拘束力がないと考えられることから、防災や環境保全、景観保全等の観点から立地を法的に規制することが困難な状況となっております。

つきましては、事業者が太陽光や風力、地熱発電など再生可能エネルギー発電事業を実施する場合において、その立地場所の選定に関して防災や環境保全、景観保全等の観点から国又は地方公共団体が規制することが可能となるよう、FIT法の改正など所要の法整備について国へ要請していただきますようお願いいたします。

(2) 現在、県内において多くの再生可能エネルギー事業が進められておりますが、岩手県は風況が良く風力発電に適した地が多いことや、地熱資源が豊富であることなどから、今後、さらに県外事業者による再生可能エネルギー事業が計画されることが予想されます。

つきましては、再生可能エネルギーの導入に係るさまざまな問題に広域的に対応し、適正な導入を図るため、再生可能エネルギー設備の設置の手續等を規定する県条例の制定についてご検討いただきますようお願いいたします。

(3) 関係法令の一つである環境影響評価法については、令和元年の環境影響評価法施行令の一部改正により、これまで環境影響評価の対象外であった太陽光発電事業が対象事業として追加されたところがありますが、その規模要件は第1種事業で4万kW以上、第2種事業で出力3～4万kWと大規模なものとなっております。また、風力・地熱発電事業についても、環境影響評価の対象となるのは第1種事業で出力1万kW以上、第2種事業で出力7千5百～1万kWと同じく大規模なものに限定されております。

つきましては、小規模であっても地域住民の生活環境や自然環境、景観に重大な影響を及ぼす可能性のある事業など地方公共団体が直面する課題に対応できるよう、環境影響評価の対象となる規模要件の範囲拡大について国へ要請していただきますよう要望いたしますとともに、県におかれましても、岩手県環境影響評価条例に基づく、太陽光発電事業に係る環境影響評価の対象規模要件の範囲拡大についてご検討いただきますよう要望いたします。

7月17日	<p>28 岩手中部地域情報ネットワーク事業の支援について</p> <p>岩手中部地域情報ネットワーク（以下、「中部ネット」という。）は、岩手中部医療圏において住民に切れ目のない医療・介護サービスを提供することを目的として、医科、歯科、薬局、訪問看護、介護及び消防施設が住民の医療情報等を共有する「医療・介護情報ネットワーク」であり、平成29年10月の稼働以来、現在まで参加施設・参加住民が着実に増加しております。また、令和元年度からは、気仙・両磐医療圏における同種のネットワークである「未来かなえネット」とも接続し、圏域を越えて情報の共有が図られております。</p> <p>中部ネットは、花巻市・北上市・遠野市・西和賀町の補助金のほか、岩手県から地域医療再生基金及び地域医療介護総合確保基金を原資とする補助金の交付を受けて構築・導入されました。全国的に見ても、同種の医療・介護情報ネットワークは住民から利用料を徴収していないと理解しておりますが、中部ネットも同様であり、自主財源は参加している医療機関等施設の利用料のみであることから、その自主財源だけではシステムの維持管理・更新費用を賄えない現状において、県及び市町の補助金が必要不可欠となっております。しかし、岩手県では、システムの維持管理や更新費用については補助対象外であり、システムの構築と導入については完了したとの判断から、令和元年度をもって補助金の交付を終了したと伺っています。このことから、中部ネット協議会では、3市町に補助金の増額を要望しております。</p>	<p>全県的なシステムの構築については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。全国において、患者の診療情報や服薬情報などのデータ共有が可能となる、全国的な保健医療情報ネットワークの整備について、国が令和2年中までに工程表を示すこととされており、県としては、国の動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。（B）</p> <p>県では、地域における医療介護情報連携システムの構築を支援しており、地域医療介護総合確保基金を活用して、その導入経費の補助を実施しています。岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成28年度から令和元年度の4年間に約577百万円を補助したところです。</p> <p>システムの維持管理費用や、機能の追加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、必要な支援を検討していきます。（C）</p>	県南広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 1 C : 1
-------	--	--	-------------	-------------	----------------

医療・介護情報ネットワークは、住民医療情報・介護情報を関係施設が共有し、効率的で的確な治療・サービス提供を迅速に行うためのシステムであり、地域医療連携と地域包括ケアシステムの推進に資するインフラであることから、今後ますます、その必要性が高まることが予測されます。県内には同種のネットワークが5つ存在しますが、それらは連結しておらず、また、岩手医科大学や中央病院など医療機関が集中する盛岡圏域では、同種のネットワークが存在しないため、県内全域で県民の医療・介護情報は共有化が図られておりません。今後、医療機関の統合等が進めば、住民が各自の医療圏域を越えて医療を受ける機会が増えることも予測されることから、県内で医療・介護情報を共有できていれば、検査結果や治療の経緯、介護状況などの情報を踏まえた適切な対応が全域で可能となります。

つきましては、岩手県の主導により、国が検討を進めている全国的な保健医療情報ネットワークとの整合性を図りつつ、県内の既存のネットワークを活用した県内全域をカバーする医療・介護情報システムの構築・運用を進めていただくよう要望します。また、既存のネットワークの運営に対して財政支援をいただくよう要望します。

7月17日	<p>29 周産期医療の確保について</p> <p>花巻市を含む5市3町から成る3つの二次保健医療圏で構成される「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏の中において、県立中部病院は花巻市・北上市・遠野市・奥州市・西和賀町の広範囲な岩手中部保健医療圏における地域周産期母子医療センターとして周産期医療を支える重要な医療機関であります。同病院の産科は、東北大学が令和元年度をもって医師の派遣を終了しましたが、令和2年4月からは、岩手医科大学から新たに医師2名、更に6月に医師1名の派遣を受けて、産科を維持していただいております。</p> <p>県立中部病院では、岩手医科大学医局の医師のもとで新たな診療体制を構築するまでの半年程度はお産の対応を抑制することとしており、今後、徐々にお産の取扱件数を増やす予定と伺っておりますが、現時点で抑制の状況に変わりはありません。</p> <p>全国的に産科医が不足している中、2024年度より医師・医療従事者の働き方改革による時間外労働規制が始まれば、分娩を扱う医療機関と医師の集約化が予測されることから、岩手中部保健医療圏のお産対応件数を維持するためには、県立中部病院の産科医をはじめ、周産期医療体制が早期に強化され、お産の受入れを増やすことが重要と考えます。</p> <p>さらに、周産期医療において欠かすことのできない産科医、小児科医、助産師、看護師が全国的に不足しており、特に開業医の産科医療機関において確保が困難な状況であり、産科医療の継続に支障を来しています。</p>	<p>現在の4つの周産期医療圏については、患者搬送や受療動向及び限られた医療資源を踏まえ、岩手県周産期医療協議会における協議を経て、平成20年4月に設定したところです。</p> <p>一方、産科関係学会から、周産期母子医療センターに産科常勤医10名以上の配置を求めるなどの提言もあり、安全な分娩のための高い水準の資質、技術力、体制整備の充実が求められています。</p> <p>県としては、当面、現行の保健医療計画に基づいて医療体制の充実を図っていきますが、人口動態や医療資源の動向などを踏まえ、中長期的視点から必要な検討を加えていくべき課題と認識しています。</p> <p>県では、分娩取扱医療機関を維持していくため、当該医療機関がない市町村において、新たに施設を開設又は分娩を再開する場合、国庫補助対象外の設備整備に係る経費について20,000千円を上限に県単独で補助を行っているほか、今年度から、どの地域においても安心して妊娠及び出産ができる周産期医療提供体制を整備するため、市町村と連携し、ハイリスク妊産婦の通院等に要する交通費等を支援する事業やモバイル型妊婦胎児遠隔モニターによる妊産婦の緊急搬送時において、産科医等が胎児及び妊婦の状況を迅速かつ正確に把握し安全・安心な出産を支援する事業に取り組んでおり、安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に努めていきます。</p> <p>(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 2</p>
-------	---	--	----------------	----------------	--------------

<p>つきましては、住民が地域で安心して出産できるよう、産科医、小児科医及び助産師をはじめとする医療従事者の需給に力点を置き、岩手中部保健医療をはじめ県内において「岩手県医師確保計画」に基づく産科及び小児科の医師確保に効果的な取組を推進し、周産期及び小児医療体制の充実を確実に進めていただくよう要望します。</p>	<p>また、県では、令和2年3月に岩手県医師確保計画を策定し、令和5年度までに県内で産科医を23人、小児科医を22人確保する目標を掲げ、産科・小児科を選択する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認める特例によるインセンティブの強化や、産科・小児科の即戦力医師の招聘等に取り組んでいます。</p> <p>また、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金の貸付やナースセンターによる再就業支援などに取り組んでおり、特に助産師の確保については、修学資金の優先的な貸付やきめ細かな復職支援など取組を強化しており、こうした医療従事者確保の取組を通じて、周産期医療体制の充実を図っていきます。(B)</p>			
---	--	--	--	--

7月17日	<p>30 子育て環境の充実のための医療費助成事業の拡大について</p> <p>当市では、就学前児童の医療費全額助成、小学生から高校生までの医療費助成の拡充や第3子以降の保育料等負担軽減要件の拡充、小学生以下のインフルエンザや乳児のロタウイルスの予防接種費用の助成など子育て世帯の経済的負担軽減に努めております。</p> <p>岩手県においては総合的な子育て支援施策の一環として、未就学児及び妊産婦を対象とした医療費助成について、平成28年8月から現物給付化を実施し、令和元年8月からは小学生まで対象を拡大していただいたところであり、本年8月からは現物給付化の対象を中学生まで拡大していただくこととなっております。</p> <p>一方で、現物給付化に伴う波及増に対しては国保財政への国庫負担の減額調整措置があり、未就学児については昨年度より廃止されておりますが、小学生以上についての措置は継続されており、岩手県においては各市町村国保への影響額の1/2を負担いただいております。しかしながら、出産や子育てに対する支援への取組は、個々の自治体や一地方だけの対策では限界があり、本来、子どもの医療費助成の仕組みは全国一律であるべきと考えますので、下記のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 全国市長会を通じて国による全国一律の制度創設を要請しておりますが、議論が本格化していない状況にあります。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、現物給付の対象を順次拡大し、令和2年8月からは、中学生まで拡大することとしたところです。</p> <p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、これまで、国に対し、県の政府予算提言・要望などにおいて、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。(A)</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要がありますが、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があります。(C)</p> <p>現物給付の対象拡大に当たっては、新たな国庫負担金等の減額調整措置が発生するなどの課題があるほか、これまで、全県一律で導入を行ってきた経緯があり、今般、中学生までの拡大を検討することについても、県内全市町村が中学生までの助成を開始したことが契機となっております。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1、 C : 2
-------	--	--	---------	---------	-----------------

つきましては、子育て世代の誰もが安心して子どもを産み育てる環境の実現が図られるよう、全国一律の医療費助成制度の拡充について国へ要請していただきますよう要望いたします。

(2) 岩手県においては、小学生や乳幼児の医療費助成について、一部、県単独事業分の補助がありますが、当市を含めた県内全市町村において中学生の医療費助成が実施され、さらに高校生まで対象を拡大する市町村が多くなるなど、それぞれ独自の取組を実施することにより、それに伴う財政負担も大きくなっている状況となっております。

つきましては、岩手県における子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援の取組として、小学生の県単医療費助成の範囲を現行の「入院のみ」から「外来」まで拡大するとともに中学生等を対象とした県単医療費助成事業を実施するよう要望いたします。また、当市では高校生医療費助成の現物給付化を進めておりますが、この取組を全県的に進めていただくよう併せて要望いたします。

こうした経緯を踏まえると、現在のように、高校生の医療費助成を実施していない市町村がある状況において現物給付を拡大した場合、現物給付が行われない市町村に対して生じる影響（利便性等の面で格差が拡大する懸念等）なども考慮する必要があることから、高校生への現物給付の拡大は慎重に検討すべきと考えています。（C）

7月17日	<p>31 過疎対策の積極的な推進について</p> <p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で法期限を迎えることとされておりますが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域に対する支援を継続して推進していくことが重要です。</p> <p>つきましては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう。国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(1) 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。</p> <p>(2) 現行過疎法第33条に規定する「市町村の廃置分合等があった場合の特例」について継続すること。</p> <p>(3) 現行過疎法における過疎地域の指定要件を狭めないこと。</p> <p>(4) 現行過疎地域は、新法においても引き続き過疎地域に指定されるよう、最大限の配慮をすること。</p> <p>(5) 過疎対策事業債の対象となるソフト事業の範囲の拡大及び過疎対策事業債の配分額の増額を行うなど十分な財源措置を講じること。</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算提言・要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすること <p>について、要望を行っているところです。(B)</p>	県南広域 振興局	経営企画 部	B:1
-------	--	--	-------------	-----------	-----

7月17日	<p>32 新型コロナウイルス感染症対策の充実について 新型コロナウイルス感染症の影響が全国各地に拡大する中、4月16日に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、本県でも他の都道府県と同様に県を跨いだ移動や接待を伴う飲食店への外出等に対して自粛が求められました。現在は緊急事態宣言が解除されたものの、国内外からの観光客の減少、文化・スポーツのイベント中止等により、観光業、宿泊業、飲食業を中心に感染者の多い地域に限らず、地域経済全体に甚大な影響が及んでおります。</p> <p>国においては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「持続化給付金」をはじめとした様々な緊急経済対策を講じていただいておりますが、地方自治体による早急な感染予防、地域経済や市民生活への支援は、新型コロナウイルス感染症対策における最重要項目でありますことから、以下のとおり国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(1)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、全国的に自治体からの営業自粛要請に応じた事業所への協力金や大幅な減収が生じている事業者への家賃補助のほか、マスクや体温測定器の購入など感染症予防に係る経費に充当する動きが広まっていると理解しております。</p> <p>国の第2次補正により、本交付金が増額されたが、地域経済への影響は感染者が多い地域に限らず感染者が少ない地域においても同様に深刻で、緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地域経済への打撃の収束が見通せない現状においては、今後の地域経済の立て直しに必要な財源が明らかに不足している状況であり、特に財政力が小さい自治体においてはこうした状況が顕著であることから、第2次補正以降も経済回復に向けた継続した予算措置をすること。また、その際は、財政力が小さい自治体に対して、さらに手厚い支援を講じるとともに、市町村への本交付金の配分額を増額すること。</p>	<p>(1) 感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところであります。</p> <p>この結果、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、国の第3次補正予算における交付金の拡充(1.5兆円)が盛り込まれ、令和3年2月2日には第3次補正予算に係る地方単独事業分について交付限度額の通知があったところです。</p> <p>また県では、より現場に近い市町村が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度一般会計補正予算(第4号)において、総額20億円の「新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助」を創設したところであります。</p> <p>今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p> <p>(B)</p>	県南広域 振興局	経営企画 部	A : 3 B : 3
-------	--	---	-------------	-----------	----------------

(2) 「雇用調整助成金」の日額上限について15,000円に引き上げられたが、更なる日額上限の引き上げ及び助成期間の延長を行うとともに、事業主が労働者に対して支払った休業手当について、日額上限までの100%を助成対象とすること。また、申請者の不利にならないよう速やかに交付すること。

(3) 「持続化給付金」について、事業の継続を強力に支援するための資金繰りにも資することから、1回のみではなく、2回・3回と継続して実施すること。

(4) 家賃に対する支援については、経済回復には時間を要することから、経済回復するまでの間、更なる支援金額の拡充及び支援期間の延長を行うこと。また、申請者の不利にならないよう速やかに交付すること。

(2) 雇用調整助成金の日額上限の更なる引上げ及び特例措置の期間延長については、利用状況を把握しながら、国に対して必要に応じて要望していきます。

なお、解雇等を行わない中小企業への助成率は10分の10となっています。

また、支給の迅速化については、助成金の算定方法や小規模事業主の申請手続の簡略化などにより事業主の負担軽減が図られており、国の第2次補正予算においても、支給処理に係る人員体制が強化されています。

引き続き、全国知事会とも連携し、事業者に対し速やかに交付されるよう国に対して必要な働き掛けを行っていきます。(A)

(3) 持続化給付金については、事業者からも、売上要件の緩和や、複数回の給付を求める意見があり、これを受け、全国知事会において緊急提言を行ったほか、県単独でも同様の趣旨を盛り込んだ緊急要望書を提出しています。(B)

(4) 県は、国に対し家賃支援制度の創設を要望してきたところであり、今般の国の第2次補正予算において、6か月分の家賃の3分の2を上限とする家賃支援給付金の制度が措置されたところです。

国の家賃支援給付金が事業者にとって十分な支援となるとともに、速やかに交付されるよう、全国知事会とも連携し、機会を捉えて国に対して必要な働き掛けを行ったところです。(A)

<p>(5) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している飲食店等を含む事業者等を支援するため、市町村または商店会等が、キャッシュレス決済または自ら発行する商品券にプレミアム分を上乗せする場合、そのプレミアム分について、国の助成措置を講ずること。</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症の収束後において、国では、「GoToキャンペーン（仮称）」を一定期間実施することとしているが、観光産業の回復には継続的な観光需要喚起対策が必要であることから、第2・第3の各種キャンペーンを効果的に実施すること。</p>	<p>(5) 県では、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、地方が独自に実施する取組についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう適切な財政措置を行うよう国に対し要望してきたところであり、地域の飲食店等を応援するためのプレミアム商品券の発行支援などについては、国の臨時交付金を活用し、地方公共団体が独自に行う事業に充当することも可能とされたところです。</p> <p>(A)</p> <p>(6) 国が実施しているGoToトラベル事業について、実施期間を本年6月まで延長する方向で検討されていると承知していますが、現行の期限で終了することなく、継続的な観光需要の喚起を図るよう、全国知事会を通じて国に対し要望しているところであり、引き続き、国に対して必要な働き掛けを行っていきます。(B)</p>			
---	---	--	--	--

7月17日	<p>33 岩手県立東和病院の存続・維持について 県立東和病院は、花巻市東和地域、大迫地域、矢沢地域及び遠野市西部地域の住民の「かかりつけ」医療機関であり、軽症者、回復期患者の入院を受け入れているほか、救急告示病院として救急患者を年間2,000人程度受け入れている、地域にとって欠かすことができない重要な医療機関であり、令和元年度から令和6年度までを計画期間とする「岩手県立病院等の経営計画」においては、「圏域の地域病院として基幹病院である中部病院と連携しながら地域の入院機能を担う」、「回復期を中心とした病床機能を担う」、「医療・介護・福祉・行政との連携・協働により、地域包括ケアシステムの一翼を担う」とされています。</p> <p>厚生労働省は令和元年9月、「再編統合」の議論が必要と分析した東和病院を含む全国424の公立・公的医療機関等を公表し、これらの病院が公立・公的等でなければ果たせない役割を果たしているか、機能を改めて検証し、必要に応じて機能分化やダウンサイジングも含めた再編・統合を各地域医療構想調整会議において検証するよう求めました。これを受け昨年11月28日、花巻市を含む岩手中部構想区域の地域医療構想調整会議において、東和病院の再編統合に関する対応方針について協議・検証が行われ、「平成30年度に圏域全体で不足している回復期病床へ病床転換済みであり、国が求める再編統合の方針に沿った適切な対応が既になされている」ことから、再編統合の検討対象とはならないとの方針が全会一致で了承されました。岩手県では、この検証結果公表のあった医療機関の再編統合の方向性については今後、「国と地方の協議の場」等において検証・協議がされることとなると思われませんが、県においては、地域医療構想調整会議における、東和病院を存続すべきであるとの方針を重視し、引き続き存続に向けてご尽力いただきますとともに、現在の病院機能を縮小することなく、必要な医師・医療スタッフを適正に配置いただきますよう要望します。</p>	<p>県立東和病院をはじめとする県立病院は、公的医療機関の役割である、へき地医療、救急医療、高度・専門医療等、採算性などの面から民間医療機関による提供が困難な医療を担う必要があり、岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕において、現行の体制により県立病院群全体で効率的な運営を行うこととしています。</p> <p>限られた医療資源のもと効率的な運営を行うため、各病院の役割・機能については、各二次保健医療圏の状況を勘案しつつ、適切な病床規模による運営を行うとともに、地域医療構想調整会議における議論を踏まえ、病院ごとの機能や病床数等を見直すこととしています。</p> <p>今後においても、地域の医療ニーズや地域医療構想調整会議での議論を踏まえながら、東和病院に求められる医療提供体制の維持に努めていきます。</p> <p>(A)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A：1
-------	---	--	---------	---------	-----

7月17日	<p>34 米の緊急需給対策について</p> <p>米の消費量は、人口減少や食生活の洋風化等を背景に最近では毎年約10万トン減少しており、そのため、花巻市では、国が毎年策定する米の需給見通しをもとに岩手県で設定した生産目安の範囲で米の作付を行い需要量に応じた米生産を推進しております。</p> <p>しかし、全国では、国が策定する需給見通しによる令和2年産の適正生産量709万～717万トンを踏まえず生産目安を設定し、前年と同様の作付を行っている都道府県があり、全国農業協同組合中央会では農林水産省が公表した令和2年産の各都道府県の作付意向調査結果を踏まえ、作況指数100の場合の生産量を732万トンと試算しており、国が示す適正生産量より15万～23万トン多くなると推計しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食産業などを中心に米の需要がますます落ち込んでおり、米の過剰在庫による需給の緩和が見込まれております。</p> <p>国では、需要に応じた生産に向け、加工用米や飼料用米等の取組みをした農家が転作補助金を受けるための申請期限を6月末から8月末に延長しておりますが、すでに主食用米として作付していることから飼料用米等への転換が進まない状況にあり、このままでは米価の下落が危惧されております。</p> <p>つきましては、米価を安定させるため、主食用米を緊急に新規需要米や備蓄米、他国への援助米にするなど、市場から隔離する措置を講ずるよう国に対し、要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食向け需要が落ち込んでおり、米の過剰在庫による米価下落が危惧されていることから、国に対し、令和2年9月及び11月に、米の需給と価格の安定に資するため、主食用米の一部隔離など実効的な対策を講じるとともに、国主導による効果的な消費喚起等、需要拡大対策を推進するよう要望したところです。</p> <p>なお、県は、岩手県農業再生協議会が開催する各地域農業再生協議会との意見交換等を通じて、生産者への情報提供を図りながら、国の事業を活用するとともに、主食用米からの作付転換を支援する新たな事業を展開し、需給安定に向けた取組を進めています。（B）</p>	県南広域 振興局	農政部	B：1
-------	--	--	-------------	-----	-----